〔共同研究:「共生」社会〕

# 「共生社会」をめざした地方参政権

一定住外国人の市民的権利と日本の国際化――

# <sup>ッ</sup> 龍 <sup>ğ</sup><sup>ル</sup>

- 1. 18年目に日の目をみた参政権
- 2. 地方参政権獲得への重要な礎石
- 3. 「アジアの時代」にみあう「住民国家」
- 「ヨーロッパ市民」から「アジア市民」への 展望

#### 1. 18年目に日の目をみた参政権

在日韓朝鮮人(筆者の新統一用語)"の将来 とその課題の一つとして,筆者が定住外国人 (permanent alien residents)の「地方自治 体への参政権獲得」と題して訴えた論稿が活字 になったのは,1976年7月のことであった<sup>21</sup>。 そこでわたしは,次のような所見を表明してい る。

「協定永住者といえども……いずれは同化 (帰化)ないし追放(送還)を迫られることに なりましょう。そこでわれわれは、そのいずれ でもない第三の新しいみちとして、国籍の変更 なく、地方自治体での『市民権』を獲得する方 法を研究し、その実現のための運動を展開すべ きではないでしょうか。

日本政府の本音は,国内に少数民族をおきた くないようですが,同胞の存在自体が,前述の ように,日本資本主義の生成・発展の構造に関 連して形成されました。このことは,過去の忌

\* 本学経営学部

次

目

- 5. 戦略的人権擁護運動としての参政権
- 6. 「国民」概念の再検討と拡大
- 7. アンケート調査にみる賛成比率
- 8. 本名常用運動と「アジア市民」への道

資料(細目リストは95頁を参照)

まわしい屈辱の歴史を強調するためではなく, 在日韓国人が,人間としての権利をこの地で確 保するための基本として,日本人に理解させる と共に,同胞指導者層にも認識させる必要性を 痛感するものです。また,国際社会に生きるべ き日本としては,むしろ,外国人を多数永住さ せる方が国策上も好ましいということを,われ われの運動を通じて認識させる必要がありまし ょう。」

「幸いにも,国際社会の趨勢は,『国際人権 規約』に規定されているように,各当事国はそ の領域内にあって,その管轄に服するすべての 個人に対して,人種,皮膚の色,性別,言語, 宗教,政治上,その他の意見,国民的もしくは 社会的出身,財産,出生またはその他の地位に よるいかなる差別もなく,この規約に認められ た権利を尊重し,かつ確保することを約束する, として,人権をひろく外国人を含むすべての個 人に保障することを義務づけています。」

「日本は国連総会では『国際人権規約』に賛成しながら、まだ調印・批准をしていませんが、時代の流れは避けることはできず、ひろく各団体が連帯して運動すれば、近い将来、必ずや調印されるものと確信いたします。この流れを先取りして、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会(徐龍達代表幹事)は昨年から日本の国公立大学への韓国人専任教員の実現、したがって、国家公務員、地方公務員の実現のため、文部省、

 <sup>1)</sup>徐龍達「原爆慰霊碑は"韓朝鮮人"で統一を」 毎日新聞1992年9月11日付「私見/直言」欄に論 拠の一部が述べられている。この用語の初出は, 徐稿「心のカベ取り払い,日本に『共生』哲学 を」『毎日新聞』1991年6月11日「時代の目」欄。
 2)徐龍達「在日韓国人はいかに生きるべきか」韓 国大阪青年会議所認准5周年記念誌(1976年) 146-154頁,徐龍達編『定住外国人の地方参政権』 (日本評論社,1992年)8頁に一部掲載。

国立大学協会,公立大学協会などと交渉を重ね ており,いずれ,われわれが望むべくもなかっ たことが実現する可能性があることを申し添え ておきましょう。」(その後「国際人権規約」は 3年後の1979年に日本も批准,「外国人教員任 用法」は運動開始10年後の1982年8月20日成立, 9月1日公布施行)。

この拙稿発表以来,約20年が経過したことに なるが、内容的に変更を要することはなにもな い。上記の私見は1993年9月の大阪府岸和田市 議会の決議で18年ぶりにやっと日の目をみたこ とになる。思えばあまりにも遅すぎたきらいは あるが、いまや地方参政権獲得運動の活性化を むしろ、よろこぶものである。この地方参政権 問題については、理論的にも大きな転換期を迎 えている。伝統的な「国民主権」概念の克服な いし拡張と「住民主権」の確立は、「民主国家 ・日本 | の将来を考える重要な課題として浮上 してきた。これまでに発表された日本語および ドイッ語文献と資料"の豊かさをみるにつけ、 定住外国人の地方参政権問題がひろく学術研究 の対象にまでなってきたことによろこびを禁じ えない。

本稿においては、徐編『定住外国人の地方参 政権』出版以来の予想をこえる事態の進展をふ まえ、そのような新展開をもたらした運動の礎 石をまず確認しておきたい。また、地方参政権 獲得運動の国際的な人間移動における位置づけ を試み、アジアの時代と「アジア市民」への展 望、日本における「戦略的人権擁護運動」とし ての地方参政権の意味とその背景、地方参政権 に関するアンケート調査など、現段階における この問題の理論的、実践的な整理を行ない、あ わせて地方参政権獲得運動へのより高い指針を 模索しようとするものである。とはいえ、「日 暮れて道遠し」の感あり、心ある人々の建設的 な批判によって,地方参政権獲得に関するより いっそう適確な方向性が生みだされることを願 うものである。

なお、本稿は桃山学院大学総合研究所のプロ ジェクト「『共生社会』――文化的多元主義に関 する学際的研究――」(徐龍達代表ほか10名) の92年から94年にわたる3年間の研究成果の一 部である。このような共同研究の機会を与えら れた桃山学院大学と同・総研に感謝したい。

2. 地方参政権獲得への重要な礎石

ここ数年,定住外国人の参政権獲得運動,ひ いては「国際国家・日本」への試金石ともいう べき記念すべき事実がいくつか積み重ねられた。 その主要な事項をとりあげてみよう。

(1) 1990年9月14日,大阪在住の韓朝鮮(ハ ンチョソン)人11名が,住民として選挙人名簿 に登録されなかったのは憲法違反であると大阪 地方裁判所に提訴した。同訴訟は93年6月29日 請求棄却判決,現在最高裁に上告中である。これは地方参政権裁判の第一号であり,原告は金 正圭代表,金胎一,朴英美,金昊炫,朴正浩, 言知彦,李政根,黄正根,高在炳,金炯守, 夫承一氏らである(95年2月28日,最高裁で歴 史的な前向きの判決があった。資料10参照)。

(2) 1991年4月22日,大阪府に住むイギリス 人・ヒッグス アランが,現行公職選挙法の違 憲性と国家賠償請求の訴訟を提起した。地方参 政権裁判の第二号である。同訴訟は1994年1月 28日,大阪地裁で請求棄却の判決があり,同年 2月10日,損害賠償請求事件については大阪高 裁へ控訴,選挙人名簿不登録処分に対する異議 の申出却下決定取消請求事件については最高裁 判所へ上告中である。

(3) 1991年5月28日,福井県に住む李鎭哲, 鄭慶讃,薛文昊,朴漢圭氏らによる選挙人名 簿不登録違憲および国家賠償請求訴訟が福井地 方裁判所へ提起された。地方参政権裁判の第三 号である。この訴訟は1994年10月4日,福井地 裁で棄却の判決があり,同月7日,名古屋高等 裁判所金沢支部に控訴した。この判決では,選 挙人名簿不登録の違法確認を求める請求を適法

<sup>3)</sup> 徐龍達編『共生社会への地方参政権』(日本評 論社,1995年),127-8頁および239頁,なお日本の 学会報告文としては比較的古い次の拙稿をも参照。 徐龍達「国際化時代における定住外国人の地方自 治体参政権」地方自治研究第4巻第1号(日本地 方自治研究学会,1989年2月)1-13頁。

とし,定住外国人の地方参政権については諸外 国の事例を列挙して「憲法の許容するところで あるとの見解が十分に成り立ち,実施可能であ る」として,許容性について一歩踏み込んだ考 え方を示した。

(4) 国政参政権裁判の第一号は,前記ヒッグ ス アラン氏が1989年7月23日施行の参議院選 挙で投票を拒否されたことで,同年11月17日, 大阪地方裁判所へ提訴した事件である。これは 投票できない精神的苦痛による損害賠償請求を 国に行なうことで,現行の公職選挙法の違憲性 を問うものであった。大阪地裁では1991年3月 29日請求棄却,大阪高裁では1992年7月31日請 求棄却の判決があり,最高裁では1993年5月26 日上告棄却の判決があって,裁判は敗訴が確定 した。

(5) 1993年2月18日,国政参政権に関連して, 「在日外国人参政権'92」(略称・在日党,1992 年6月1日設立)の代表・李英和氏(関西大学 専任講師)が,参議院比例代表選挙立候補の届 出不受理行為に対して大阪地方裁判所に提訴し た<sup>4)</sup>。史上空前ともいうべき在日党は,「外国人 の,外国人による,外国人のための政党(政治 団体)」で,その綱領には「わたしたちは,人種 差別・民族差別に反対し,基本的人権の擁護に 努め,民主主義を発展させるために,日本に定 住する外国人の政治的自由と権利,参政権の実 現をめざします」と謳っている。大阪地裁では 1994年12月9日,提訴棄却の判決があり,ただ ちに原告は大阪高裁へ控訴している。

(6) 1993年9月9日,大阪府岸和田市議会 (寿一誠議長)では,日本で初めて「定住外国 人に対する地方選挙への参政権など,人権保障 の確立に関する要望決議」を採択した(資料1 を参照)。岸和田市民として決議要請文を提出 した金重根氏(学校法人白頭学院理事長)と金 治雄氏(韓国大阪青年会議所特友会第15代会 長)の尽力には,特筆すべきものがある。岸和 田市では92年4月に日韓友好親善議員連盟が結 成され,金氏らの努力により,ソウル市永登浦 区議会と相互訪問するなどの交流を重ねていた ものである。政府への要望決議等は,93年12月 末までに京都府,京都市,岐阜市,八日市市, 大牟田市,茨木市,泉南市,近江八幡市,御坊 市,豊岡市など16自治体に拡がり,さらに95年 3月13日現在201自治体が可決するなど,岸和 田市議会決議の影響は大きく,その先駆的な役 割は高く評価されるべきである。

(7) 1994年1月7日,新党さきがけ島根は, 日本で初めて定住外国人の入党を認めることを 発表し,国内外に大きな反響を及ぼした。その 後,新進党,その他の政党でもこれに続く決定 をした地区があらわれた。さきがけの入党規約 によると,県内居住5年以上の外国人,または 配偶者が日本人の場合には県内居住2年以上の 人で,党員2名以上の推薦を得られた外国人と なっている(資料2を参照)。この入党・承認 が94年11月,地方参政権を認める法律改正案を 生みだすに至る。

(8) 1994年10月15日, 島根集会に先行して京 都で開かれた研究集会「共生社会のための地方 参政権」(国際在日韓団・朝鮮人研究会ほか共 催)では、「住民の権利としての地方参政権」 について徐龍達が、また「地方参政権と民主主 主義」について江橋崇法政大学教授が報告し, 運動推進への一役を担った。「国際韓朝研」 (IASK: International Association for the Study of Koreans in Japan) は1987年に設 立され,世界人権宣言40周年記念の国際人権シ ンポジウムや、戦後補償・戦後責任問題、韓朝 鮮人の法的地位・指紋押捺問題、公務就任権問 題などに関する研究集会を主催した。1990年か らは数次にわたって地方参政権問題についての シンポジウムや研究集会を日本ではじめて開催 し,徐編『定住外国人の地 方参 政 権』および 『共生社会への地方参政権』(いずれも日本評論 社) 出版の礎石を築いている。

(9) 1994年11月12日, さきがけしまね主催 「共生社会のための決議」集会に,パネリスト として徐龍達(桃山学院大学・定住外国人論), 浦部法穂(神戸大学・憲法),岡崎勝彦(島根 大学・行政法),クロード・チアリ(ギタリス

<sup>4)</sup> 李英和『在日韓国・朝鮮人と参政権』(明石書 店, 1993年) 64, 83-93頁。

ト),錦織淳(衆議院議員)が招かれた。そこ で日本で初めての「地方自治法及び公職選挙法 の一部を改正する法律(案)」要綱が発表された。

同時に,「共生社会のための決議」が採択さ れた。すなわち、「すべての人間は平等でなけ ればならない。あらゆる差別は撤廃されなけれ ばならない。外国籍住民にたいする差別を根絶 し,何人にも平等な地域社会を創造するために 立ち上がることを、今日ここに宣言する。」「地 方からのこの声を国の立法府たる国会の場に反 映させ、法律改正による定住外国人の地方参政 権確立を実現する。この実現こそ、わが国の真 の民主主義を確認するための必要不可欠の条件 である」と、格調高い「決議文」を井上富士夫 幹事長が朗読し、万雷の拍手の中で採択された。 日本人の「心の改革」を訴える地方自治の主権 地域からの発進は、これから多くの地域に拡大 ・討議され、超党派的な議員立法案が近く国会 に提出されることになった(資料3,4,5参 照)。

(10) 積極的に運動を進めている,「韓国民団」 の活動を挙げなければならない。民団中央本部 では、1989年に全国の地方議会での陳情活動を 指示はしているものの、権益擁護委員会等の内 部に反対があって足並みがそろわず、地方参政 権獲得運動にそれほど力を注いではいなかった とみられている。94年5月から発足した辛容祥 団長は,それが団長選挙時の公約でもあるので, 全組織をあげて地方参政権の獲得運動に参画す るようになった。韓国民団の傘下団体のみなら ず,全国民族差別と闘う連絡協議会(裴重度会 長),在日定住外国人地方参政権獲得促進協議 会(李鍾大会長),定住外国人の地方選挙権を 求める協議会 (相馬達雄会長), 在日韓国青年 商工人連合会(呂健二会長)などの諸団体や 『KPI通信』(金哲雄社長)を中心とするマ スコミが熱心に取り組んでおり、その成果とし て201自治体決議(95年3月13日現在)を獲得 することになった(資料6,7参照)。

(11) 日本国内における地方参政権獲得運動に 呼応して,韓国内においても比較的早くからこ の問題が取りあげられている。たとえば,財団 法人重山育英会附設亜細亜政策研究院(閲覧植 院長)主催による「在日同胞の現況と将来」に 関する91年問題ソウルシンポジウムは,1989年 3月28,29両日,ソウルの新羅ホテルで開催さ れた。そこで,「在日同胞の地方自治における 参政権獲得」と題して徐龍達が主題報告を行い, 韓国の代表的な政界・学界・法曹界からの多数 の参加者一同による決議文に,「在日同胞に地 方自治体水準の参政権を保障すること。」が加 えられた。

また,1990年3月13日,徐龍達は韓国国会の 公聴会に招かれ,「91年問題と日本の教育政策」 について報告したが,翌日の国会で採択された (日本政府に対する)「在日韓国人子孫に対す る法的地位促求決議文」に,「日本政府は,在 日韓国人子孫に地方自治体参政権と民族教育権 を保障せよ。」が加えられた(資料8)。

このような経過があって、1991年1月10日、 ソウルで李相玉・中山太郎両外相が「在日韓国 人の法的地位・待遇に関する覚書」に署名、そ のなかに在日韓朝鮮人の地方参政権問題も韓国 政府から提起されたことが明示されたのである。

### 「アジアの時代」にみあう 「住民国家」

ここで視角をかえ、アジアの成長にともなう 人間の国際移動と地方参政権の位置づけを考え てみよう。最近、日本貿易振興会(JETRO) が発表した JETRO 白書(投資編,94年12月) によると、日本を除く他のアジア地域の対外直 接投資額は、域内国相互間の直接投資が急に拡 大し、93年の総投資額が190億ドルに達して日 本の137億ドルをはじめて超過し、自律的発展 の軌道に乗り始めたという。

その背景をみるに、アジアの域内国相互間投 資は、80年代後半から韓国資本と東アジアの華 人資本が始動し始め、90年代に至って中国本土 資本が参画している。これらの資本が域内の市 場開拓や社会基盤の整備に積極的にかかわって おり、ASEAN (東南アジア諸国連合)や NIES

(新興工業経済地域)ではとりわけ投資活動が 盛んになっている。

- 80 -

たとえば、日本の NIES (韓国、台湾、香港 シンガポール) と ASEAN (タイ, マレーシア フィリピン、インドネシア)との貿易の伸び倍 率は(1987~1992年),輸出で2.4倍,輸入で 3.1倍となっており(『通商白書』),またアメリ カの対 APEC (アジア太平洋経済協力会議) 貿易も、全世界の輸出入額の50%を超えたとい われている。これらの諸国の成功の原因として、 民間活力の利用、市場原理の徹底、資本輸入の 自由化,輸出政策の適正化などがあげられてい る。このような経済事情を察知したアメリカは, 早くから APEC の首脳会議を通じて、アジア における主導権を虎視眈眈と狙っているのもゆ えなきことではない。21世紀が「アジアの時 代」「アジアの世紀」だといわれる経済的な論 拠は, すでに充分認識されているといえよう<sup>9</sup>。

このようなアジア地域の経済発展に即応して, かつては労働者の送り出し地域として登場した 国々が,逆に多数の合法的・非合法的な労働者 を受け入れる地域に移行している。その最も典 型的な事例として,日本では,1989年の出入国 管理及び難民認定法の改正により,特別に就労 が許された日系ブラジル人の大量入国があげら れる。統計上,1986年に2千人余りだったブラ ジル人が,5年後の1991年には56倍の約12万人 に急増している。いわゆるニュー・カマー時代 の到来である。彼ら日系の2,3世は,パスポ ートと往復航空券さえあれば日本への入国が許 可され,渡航目的に制限はない。一般に貧富の

5) 「アジアの時代」「アジアの世紀」に関する論 評は多いが、それは本稿の主題ではないので、一 部の文献紹介にとどめたい。 根津清・姜英之・陸培春・クリエンクライ・ラ ワンクル『アジアの新聞は何をどう伝えている か(ダイヤモンド社, 1993年)。 小川雄平編『アジア共生の 時代』(同友館, 1991年)。 青木健『太平洋成長のトライアングル』(日本 評論社, 1987年)。 姜英之『東アジアの再編と韓国経済』(社会評 論社, 1991年)。 金淳泰『変貌するアジア』(三一書房, 1994年) 徐龍達「日本の環太平洋構図」韓国慶北大学校 『環太平洋時代における韓民族』(韓朝鮮語) 所載(1991年10月)。

差があるかぎり,発展途上国から経済先進国へ の人間の国際移動は避けられない実情にある。 ニュー・カマーをめぐる諸問題の本質を見究め るには,もうすこし歴史的・発生史的な複眼思 考が要請される。

もともと人類の歴史は、人間集団の移動によ って塗り変えられてきた。したがって外国人間 題は、いずれの先進国においても古くして新し い問題である。人間集団すなわち現代における 労働力の国際的な移動は、当該国の経済発展を もたらし、その地に新しい文化要素を植えつけ る長所もある。その際、先住者は例外なく新し く移住してきた人びとを「外国人」として嫌い, 排除してきたのであるが、長期的にみれば、世 界のいたるところに多民族・多人種的な国家を 生み出したのである。古くは、アメリカ大陸に は16世紀から19世紀にかけて、大西洋横断の奴 隷貿易によるアフリカ人の強制移住があったし, 19世紀を頂点としたヨーロッパから北米への移 民、植民地開発のために移入された中国人やイ ンド人の労働者などは、それぞれ移動の要因・ 形態・処遇を異にしながらも、「ひとしく現代 にいたる世界の構造を形成するうえで重要な役 割を果たしてきた」やといえよう。今日の日本 は、先住民であるアイヌ民族、沖繩民族、韓朝 鮮民族など、事実上、多民族国家に近い実態に あって, それぞれの人々が地域社会に貢献して いるにもかかわらず、平均的日本人はそれを認 めようともせず、むしろ昔日の排他的な天皇制 国家、皇国史観の再起をはかろうとする一部の 復古勢力があるため、よけいにぎくしゃくした 社会情況になっている。

新しくは、第二次世界大戦後、アジアやアフ リカの植民地がその就縛から解放されて新しい 国家を形成し、国境を基準としたいわゆる「国 民国家」が多数成立したのであるが、人の移動 は飛躍的に増大しつつあり、それを受け入れる 側の「住民国家」「住民主権」の時代が到来し つつある。それは、ますます拡がる貧富の格差、 移民の労働価値を利用する世界先進国の経済構

<sup>6)</sup> 百瀬宏・小倉充夫『現代国家と移民労働者』 (有信堂, 1992年)3頁。

造により、人間は、よりよい場所、貧しい国か ら富める国へと志向するからであり、人の流れ は水の高きより低きに流れる様相と軌を一にし ている。

所得と雇用機会に大きな格差があるかぎり, また労働力不足の日本で外国人労働者を安い賃 金で雇用する受け皿があるかぎり,外国人労働 者との「共生」をはかることは,まさしくボー ダーレス時代の重要課題となるのである。とり わけ,日本のように出生率の低下が続く先進国 では,労働力を求めて企業がしのぎを削ること は火をみるよりも明らかである。21世紀には, このような趨勢がいっそう顕著なかたちであら われることは必至で,それに対応する日本人の 意識変革は焦眉の急を要する課題である。

同時にそのことは、日本のように、一民族一 国家ないし単一民族国家という幻想にもとづく 「国民国家」の虚構に強い反省をもたらし、21 世紀には多民族の「共生社会」にふさわしい 「住民国家」「住民主権」の考え方が一般化す ることになろう。

日本社会では、70年代からオールド・カマー としての韓朝鮮人、中国・台湾人の人権問題が 噴出していた。日本人総数の1%ほどの定住外 国人すら、社会構成員として認めようとしない 平均的日本人のふところに、ニュー・カマーが どんと飛び込んできたから日本人が右往左往す るのも無理はない。場あたり的な施策で糊塗し てもどうにもならない。要は、世界がいま人権 と平和を至上課題としており、その両者を実現 させる哲学が「共生」であることの認識を深め, 実践に移すことである。21世紀への課題は、ま さしく「共生社会」をいかに築くかという点に 集約される。その意味で、内なる国際化、足も との人権を放任しては外向きの国際化は達成で きない。日本人自らが「共生」の哲学に目ざめ るべきときではないか。

1993年は国際先住民の年であった。日本の先 住民アイヌ人は、いまだに「北海道旧土人保護 法」で縛られている。被差別部落民、心身障害 者、沖繩人、帰国子女のような少数民族ないし 少数者を切り捨てる考え方が、日本社会の構造 的な特徴にもなっている。外国人との「共生」 以前に,日本人自身の「共生」のあり方が問わ れていることを厳しく受け止めなければならな い。多民族社会・共生を実現するには長期間の 努力が必要であるが,そのための試金石が定住 外国人の人権擁護であることは論をまたない。

人権の基本的なものとして,いま定住外国人 の地方参政権問題が提起されているのである。 日本人が,増大しつつある外国人と仲良く「共 生」しなければならないという認識に立つとき, 「住民国家」「住民主権」の実りがこの国を潤 すことになろう。そこには地域社会を共に良く しようという善意がみなぎり,国籍を超越した 新しい「アジア市民」としての連帯が芽生え る<sup>7</sup>。そしてまさしく,21世紀は「アジア人の 世紀」になるのである。

### 「ヨーロッパ市民」から「アジア 市民」への展望

21世紀を「アジア人の世紀」として展望する とき、いまひとつの検討課題がある。定住外国 人がそのアイデンティティを確立するために、 国籍と市民権の分離が可能かどうかの問題であ る。

20世紀後半における労働力の国際的な移動を 研究した経済学者たちは、このような人間の国 際移動現象を、新国際労働分業、産業予備軍の 外部化などの概念によって説明している<sup>8)</sup>。人 間の国際移動の原因について、「先進国の産業 のハイテク化、その状況化における多国籍企業 の国際戦略、先進国の産業の空洞化、とくに製 造業やサービス産業における労働力不足などに 求めている」。たとえば、日本では日本人が一般 に3K労働(危険、汚い、きつい労働)を敬遠 するため、外国人労働者が3K労働に従事する という実態があり、またドイツでは、炭鉱労働 者、ゴミの蒐集や街の早朝掃除などにガスト・ アルバイター(外国人労働者)が雇われている

- 82 -

<sup>7)</sup> 徐龍達「21世紀の外国人問題」『地方自治・21 世紀への提言』(公職研, 1994年) 246-247 頁参 照。

 <sup>8)</sup> 平野健一郎「人の国際移動と新世界秩序」国際 問題412号(1994年7月)5-6頁。

ことはよく知られている。

さらに,産業予備軍の外部化説によれば,女 性パートタイマー,マイノリティ労働者と外国 人労働者が,今日の世界的な産業によって予備 軍化されているという。そして先進諸国は,こ のような外国人労働者を求める経済の要求に比 較的寛大であると同時に,出入国管理によって, 人間の国際移動の管理が実施されている。出入 国管理は一般に国籍と国境を基準に行なわれる が,人間の国際移動が増加するにつれて,二重 国籍をもつ者や無国籍者も増加し,国籍の絶対 性は揺らぐことになる。

EU(欧州連合)は、このような国籍の相対 化を実現したひとつの典型だといえる。ヨーロ ッパは,1992年2月のマーストリヒト条約(欧 州連合条約)によって、経済共同体へ脱皮しは じめた。そして国籍を超えた「ヨーロッパ市民 権」の概念が基本条約に導入されたのである。 この市民権は、EU議会の選挙と居住する自治 体の議会の選挙については、EU加盟国の国民 は「ヨーロッパ市民」として国籍を問わず、 1995年実施の選挙から現住地で選挙権と被選挙 権が与えられる。このことは、ヨーロッパ地域 における経済発展と人間の国際移動がもたらし た必然的な流れだといえる。国境をこえて働く 人間の地方参政権が認められたのである。ヨー ロッパ市民は, またEU加盟国内の雇用に自由 に応じることになると同時に、労働条件のみな らず、家族に対する福利厚生や子弟教育にいた るまで、国籍にもとづくあらゆる差別を撤廃す る画期的なものであった。

国籍による差別がなくなることは、定住外国 人が強いて「帰化」をする必要がなくなるとい うことである。外国籍のままで市民的権利を獲 得することになれば、異民族としての文化を享 受し、外国に住みながら母語を話し、民族とし てのアイデンティティを維持・発展させること ができる。この「ヨーロッパ市民」の考え方が 「アジア市民」に援用されるようになれば、ど んなにすばらしいことであろうか。「移民化」 すなわち定住外国人としてのヨーロッパ市民は、 すでに過日、ヨーロッパ議会の議員を直接選挙 している。続いて,各加盟国に定住する外国人 が地方自治体における参政権を行使できるよう になった<sup>9</sup>。

こうしてEU社会では、定住外国人が国籍の 変更なく市民的権利を獲得することになったの であるが、このことによって国籍の相対化、ひ いては「国籍と市民権の分離」が明らかになっ た、とみることができる。つまり、市民権は国 籍のいかんにかかわらず獲得され、アイデンテ ィティを抹消されることなく、「同化」を否定 することができる、ということである。同時に、 定住外国人の居住国側は、国内に異質文化との 共生を余儀なくされ、多民族・多文化社会への 変容、エスニック・コミュニティーの形成を達 成しつつ、真の国際国家に脱皮しうるメリット に与ることができる。そこで筆者は、このよう な「ヨーロッパ市民」を視野に収めつつ、「ア ジア市民」(asian citizens)の概念をこの日本 社会に確立しようとするものである10)。

いまや、アジアの各国は、国境のカベと国籍 のカベを超えた新しい国際協調の時代を築こう としており、とりわけ経済大国・日本に対して 求められる役割はきわめて大きい。これまで, アジアにあってアジア人でなかった日本人は、 国際政治や経済環境の変化から「アジア市民」 に脱皮せざるをえなくなり,その方がまた,世 界経済の活性化にも貢献できるわけである。 「アジア市民」への道、それはまず、定住外国 人に地方参政権を認め,行政差別を自ら撤廃し, 民間の差別を是正する行政指導を徹底させ、定 住外国人と「共生」しうる社会を築くことであ る。定住外国人もまた、これまでの差別の対象 としてのマイナスの存在から脱 却し, 自らが 「本名」を名のり、その文化を保持しつつ、地 域社会のためにも貢献しうるプラスの生き方を 選択することになる。こうして日本社会の構成

<sup>9)</sup> 広渡清吾「ドイツにおける外国人の地方選挙権」。 江橋崇「ヨーロッパにおける現状」,いずれも徐 編『共生社会への地方参政権』(日本評論社, 1995年),205-261頁を参照。

<sup>10)</sup> 徐龍達「アジア市民への道」徐龍達先生還暦記 念委員会編『アジア市民と韓朝鮮人』(日本評論 社, 1993年)1-24頁。

員がすべて「アジア市民」としてのフィロソフ ィーをもって生きることになれば、アジアにお ける日本の評価は格段に高まることになるであ ろう。

最近の報道によれば,幸いにも日本の政界も 「定住外国人の地方参政権」の実現へ動きつつ ある11)。1995年1月10日に開かれた韓国民団 (辛容祥団長)の新年会には,新進党の海部俊 樹党首をはじめ社会,新進両党の国会議員が12 人も出席し、地方参政権について「実現に向け て取り組むことは党の方針で決定 している」 (社会),「プロジェクトチームをつくって本格 的に検討する」(新進)などのあいさつが続い た。また1月9日の民団京都府本部(金在河団 長)の新年会には、野中広務自治大臣、伊吹文 明衆議院議員ら国会議員が7名,府会議員22名, 市会議員23名という大勢の出席があったことは, 韓朝鮮人の参政権を先取りする行動だともいえ よう。さきがけ島根の錦織淳代議士は、「超党 派の議員連盟をつくり、年内に国会に提案した い」と意欲的であるのは頼もしい。また公明は 2月24日の常任幹事会で、定住外国人(3年以 上の合法的居住者)に地方参政権(選挙権と被 選挙権)を認める提言をまとめた。公明も超党 派的に働きかけ、今国会中に改正法案を提出す ることになった。

5. 戦略的人権擁護運動としての参政権

定住外国人による地方自治体参政権の獲得運動の背景については、二つの側面があることを 指摘しなければならない。その一つは定住外国 人の人権擁護=差別撤廃運動であり、いま一つ は、日本の真の国際化=哲学の貧困克服という 側面である。つまり、地方自治体の参政権を媒 介にして、定住外国人と日本人が「共生」を達 成し、多民族社会の実現とその発展を図ること ができるということである。

上記の二側面を詳述するにあたり,まず「定 住外国人」の用語について述べておこう。「定 住外国人」とは、日本社会に生活の基盤があっ て、社会的生活関係が日本人と実質的に差異が なく、日本国籍をもたない外国人のことをいう。 具体的には、①大日本帝国の侵略によって、直 接・間接を問わず渡日を余儀なくされた韓朝鮮 人、中国・台湾人など、②前項の韓朝鮮人や中 国・台湾人らの子孫で日本で生まれ育った者、 ③日本に居住して3年(国籍法上、帰化の最短 年数)以上の合法的定住者で、生活の基盤が日 本にあって納税の義務を果たしているその他の 外国人、のことをいう。

この用語は、1970年代に高まった外国人の人 権擁護運動のなかで、在日外国人の定住性、生 活基盤が一般外国人とは異なるという認識のも とで生みだされた筆者の造語である<sup>12)</sup>。それは、 外国人の人権を考える場合、日本人と外国人を 二元的に分け、その法的地位が絶対的に異なる、 という過去の伝統的な考え方に反省をもたらし た。同時に、すべての外国人を同一視してきた 管理行政側も、数日前に日本の空港に到着した 定住性のない一般外国人と、納税の義務を果た す社会構成員としての定住外国人との相違を認 識するようになった。これは行政上の一大発見 にほかならない。

さて、定住外国人の人権擁護=差別撤廃運動 の歴史は古く、1948年の「阪神教育事件」にそ の源流を求めることもできよう。この事件は同 年1月、文部省による韓朝鮮人の民族学校設立 不承認・学校閉鎖に対する反対闘争で、同年4 月、大阪における学校閉鎖抗議デモに警察が発 砲して金太一少年が射殺された一連の事件であ る。あるいは、1970年12月、វ៉,鐘碩さんの日立 製作所就職差別裁判をもって嚆失とすることも できよう。それ以来の定住外国人は、出入国管 理法案、国民健康保険、国公立大学教員任用、 高校・大学入学差別撤廃、公営・公団住宅入居 資格、京都韓国学園建設妨害、差別的入学誓約 書、住宅ローン、保険加入資格、司法修習生= 弁護士、公務員任用、電電公社入社資格、国民

 <sup>『</sup>朝日新聞』1995年2月22日付、「地方参政権 実現へ動く」(「記者席」欄)、『毎日新聞』1995年 2月25日付、「定住外国人に地方参政権を」(公明)。

<sup>12)</sup>初出は,徐龍達「国際感覚と血統主義――道を 閉ざされる定住外国人」朝日新聞1977年2月19日 付夕刊「文化欄」。

年金加入資格,住宅金融公庫・国民金融公庫融 資,公立学校教諭,日本育英会奨学金,指紋押 捺拒否,郵政省外務職員,就職差別一般などに ついて組織的に闘い,ある程度の市民的権利を 獲得したことは事実である<sup>13)</sup>。

しかし、日本社会の差別構造は根深く、かつ 多面的であった。一つの改善がなされたかと思 えば、また新しい差別事例が噴出する、まさに 「差別火山列島」<sup>14)</sup> である。日本政府ないし地 方自治体の行政そのものが、「国籍」をロ実と して不条理を温存ないし拡大している事例があ るから、民間人の「心のカベ」も容易に崩すこ とはできない。いろいろと35年間も暗中模索し た結果、民主社会の根幹ともいうべき「地方参 政権」の獲得に思いあたった次第である。

定住外国人が日本の各地域の市民・住民とし ての地位を確立することが、人間が人間として お互いに平等な立場で共生しうる前提になるわ けであり、その実現は、地方参政権の獲得をお いてないのである。地方自治法第10条は、定住 外国人も住民であると認めて納税の義務を課し ながら、政治的権利については日本人に限定し、 住民サービスの基本となる住民基本台帳から定 住外国人を除外したことは、明らかに差別行政 である。このような不条理も、定住外国人の地 方参政権の獲得によって是正されるであろう。

同時に確認しておきたいことは,定住外国人 側の意識改革の問題である。定住外国人は,す でに「帰国志向」からは一般に脱却しており, 帰るべき祖国に家・土地などの生活基盤をもた ず,日本に定住せざるをえない立場にある。そ の点,商業・興業・出張などの目的で一時的に 滞在する一般外国人とは異質の存在なのである。 したがって,定住外国人は,これまでのように 日本社会で差別される対象=客体,マイナスの 存在なのではなく,定住外国人が日本人と協同 して地域社会を良くしていく創造的主体,プラ スの存在である,という矜持をもつべきである。 日本人にいつまでも差別されるかわいそうな, 悲しい存在なのではない。定住外国人として義 務を果たし,堂々と胸をはって権利を主張して 生きぬく地域社会の主人公なのである。その主 人公が,地域社会の構成員として地方参政権を もつことは至極当然なことである。

次に,日本の真の国際化,多民族社会の実現 のためにも,定住外国人の地方参政権の獲得が 要請される。

世界はいま,新しい国際関係を模索する歴史 的な転換期を迎え、各国が国境と国籍のカベを 克服しようと努力している。その際、国際化や 国際友好関係の確立が、国家の主導すべき事業 だと考えられた時代はもはや過去となり、国際 活動の主体としての地方自治体の役割が、大き くクローズ・アップされてきた。すなわち,自 治体相互の姉妹都市関係、民間の企業対企業の 提携関係、外国人住民対日本人住民の交流など、 国際化時代の檜舞台はたしかに拡大されている。 ここにも「三割自治」の現状から早く脱却して, 真の地方自治を確立すべき社会的要請がある。 これらのいわば「外向きの国際化」に対応して、 地域社会の活性化のための「内なる国際化」も, 外向き以上に重要なものとして認識されるよう になった。

いま,地方自治体に要請されている「内なる 国際化」への課題は,たとえば地域社会構成員 としての定住外国人の参政権,地方公務員採用, 審議会等行政への参加,教育行政,外国人登録 の住民基本台帳化,一般外国人労働者の処遇な ど多彩である。これらの諸問題に対して自治体 は,政府の指揮による「管理」「統制」の手助 けに終始するのではなく,主体的に「内なる国 際化」政策を確立すべきときである。

すでに大阪府では「在日外国人問題有識者会 議」を92年10月,企画部内に発足させた。日本 人5名,外国人4名の委員が定住外国人にかか わる諸方策について意見を述べる機会が設定さ れている。また大阪市では,94年11月に市長の 諮問機関として,「外国籍住民施策有識者会 議」が設置され,日本人と外国人各7名の委員 が具体的な提言をなしうるよう運営されている。

 <sup>13)</sup> 徐龍達編『韓国・朝鮮人の現状と将来』(社会 評論社,1987年)本文および282-294頁の人 権 擁 護運動関係年表を参照。

<sup>14)</sup> 徐龍達編・前掲『定住外国人の地方参政権』 ii 頁。この「差別火山列島」も筆者の造語である。

さらに、川崎市では94年10月に外国人市民代表 者会議が発足、日本人4名、外国人2名の委員 構成で、それは自治体の政策立案に意見を間接 的に反映させるドイツ・ヘッセン州の制度を倣 ったという。だが、これらはまだ法的裏付けが ないため、議会や行政にどれだけの影響力をも つのかとの意見も出ている(いずれも資料9を 参照)。

さらに、日本の国際化にとって国際人権(international human rights)の潮流はとどめよ うがない情勢にある。第二次世界大戦後、国連 で採決された世界人権宣言と国際人権規約は、 あらゆる個人に人権と基本的な自由を差別なく 保障している。一国の経済、文化、社会の発展 に定住外国人が大きく貢献するようになった今 日、「自律性と人間の尊厳を実現するための最 善の手段として、選挙権・被選挙権の付与の検 討がはじめられなければならない。」<sup>15)</sup>けだし、 参政権が権利として主張されるようになった歴 史的過程は、西欧諸国における市民国家と民主 主義の成立・発展の過程であり、その西欧諸国 で近年、地方参政権が定住外国人にも認められ、 それが拡大されつつあるからでもある<sup>16)</sup>。

筆者が地方参政権の獲得を「戦略的人権擁護 運動」として位置づけたのは、大学で学んだド ラッカーの『断絶の時代』(P.F.Drucker, The Age of Discontinuity)の影響もある。 目前の差別状況に対して、いくども「戦術」を 考えつつ30有余年間闘ってみたが、所詮、日本 はヂシンがありすぎる「差別火山列島」である ことがわかった。息子や孫の代まで同じ市民運 動を強要したくはないところから、まさに「断 絶」の発想で地方参政権に取り組んだものであ る。もちろん、取り組みの当初は、法的に可能 かどうかは一切考慮しなかった。日本国は完全 な法治主義の国ではなく,ある面ではご都合に よって法の解釈を曲げる国であり(たとえば, 憲法第9条のように),官僚主導の俗称「通達 国家」でもあるところから,必要な権利は闘い 取るという気構えでスタートしたものである。 その場合,日本人の誰もが不可能だと考えてい た国公立大学の外国人教員任用運動を,10年が かりで達成した「自信」がわたしにはあったの である。したがって,この地方参政権もかなら ず達成できると考えている。

最近,文部省からFAX送信された外国人教 員の任用資料では,国立大学だけでも859人の 外国人が採用されている(94年7月現在)。彼 らはすべて一般職国家公務員であり,広義に考 えれば,このような公務就任権も参政権の範疇 に入るので付記しておこう。

「戦略的人権擁護運動」については、いち早 く岡崎勝彦教授が関心をもち、要約しておられ る<sup>171</sup>。その内容は、定住外国人概念の確立、国 民概念の拡張、そして創造的な「共生」の主体 として、外国籍をもつ日本「国民」として生き る運動ということである。とりわけ「国民」の 解釈によっていくつかの参政権裁判が敗訴にな っているので、これまでの私見を加筆・再録す ることにしたい。

#### 6. 「国民」概念の再検討と拡大

周知のように,地方自治法第10条は,その地 に居住する者を「住民」とし,所得税法も1年 以上居住する個人に納税の義務を課している。 憲法第30条,「国民は,法律の定めるところに より,納税の義務を負う」の国民の中に定住外 国人を含めている。徴収するときは,いずれも 日本国籍を問わず,権利について定住外国人が 主張をしたときに日本人は国籍をもちだすこと が多い。たとえば,戦傷病者戦没者等援護法に も国籍条項がある。旧日本帝国軍人として戦死 したり戦傷を負うた韓朝鮮人や台湾人の元兵士 たちに,この法律は1円も支払えないようにな

— 86 —

<sup>15)</sup> 萩野芳夫「外国人の定住と政治的権利」徐龍達 編・前掲書,135頁。

民族差別と闘う連絡協議会『在日韓国・朝鮮人 の補償・人権法』(新幹社, 1989年)112-114頁 参照。

<sup>16)</sup> 江橋崇「ヨーロッパにおける現状」,広渡清吾 「ドイツにおける外国人の地方参政権」,徐龍達 編『共生社会への地方参政権』,241-261頁,および205-240頁を参照。

<sup>17)</sup> 岡崎勝彦「定住外国人と地方参政権――戦略的 人権擁護運動論に即して」徐龍達先生還暦記念委 員会編・前掲書,686-689頁。

っているが、この悪法を改正する運動をする議員が一人もいない日本人に、道義心、人間性を 疑いたくなるというものである。次のような新 しい「国民」の解釈に賛同されるなら、日本人 に道義心がよみがえることになろうし、また裁 判官も常識ある人間としての許価を受けること になろう。敗戦後50年にしてなおも、平和憲法 に謳われた「法の下の平等」がうら悲しく響く。 以上は日本在住53年生の厳しい所感の一端であ る。

さて、地方参政権のみならず、いろんな方面 で次の国民「概念」が理解されるようになれば、 日本の国際化も一段と推進されるにちがいない。 筆者はまず、「定住外国人」概念を確立し、在 日外国人を定住外国人と一般外国人(=短期滞 留の非定住外国人)に区分する。そして、日本 国籍保持人である日本人と、外国籍保持人であ る定住外国人の両者を、正しい意味で拡大され た社会構成員としての、日本「国民」であると 考える<sup>10)</sup>。つまり、日本人プラス定住外国人= 日本「国民」である。

これまで、定住外国人に参政権を認定できな い論拠は、「国民主権」の原理にあるとするの が通説であった。しかし、「国際人権」の潮流 にしたがい、国籍基準から居住歴・住民性基準 へと、定住外国人の処遇は大きく転換すること になった。国際人権は、人権を国際的な保障の もとにあらためて把握しなおし、内国・外国の 人間平等を国際化レベルで、しかも国際的な相 互理解のもとで実現させようとする考え方であ る。定住外国人も当然「国民」扱いされる。世 界人権宣言で規定された「すべて人間は社会の 一員として」の保障を受ける権利があり、内外 人平等をよりいっそう鮮明に表現した国際人権 規約を遵守することも、世界の潮流に合致した 態度であるといえる。

筆者が「国民」概念の再検討と拡大を主張す るのは,次の二つの論拠からである。すなわち, 第一に,敗戦後の日本を占領した連合国の総司 令部(GHQ)から呈示された憲法草案の「国 民」の原文は、第10条の「日本国民」(a Japanese national) を除いて第12条 (the people), 第13条 (all of the people), 第15条 (the people) そのほか第79条2項, 第96条な どすべてが people (日本人民・住民) であって, 現行憲法の英文訳もそうなっており、「日本国 籍を有する者」とはなっていない10%。アメリカ 社会における people は、もともと居住地民族 を包括する概念であるが、日本側においてこれ を国籍で制限された国民に矮小化したのである。 したがって、憲法上の国民概念を本来のピープ ル(人民,住民)に解釈し直すならば、定住外 国人という権利主体もその疇範に属することに なる。そこで、拡大された「国民」は、「国籍 をもつ住民」ではなく、「国を構成する住民」 (徐説)となる。このことから,国籍概念の相 対化も視野に入ることになる。

第二に、国際人権の潮流を正しく把握するな らば、「国民」には国籍概念は伴わない。「内 外人平等」を旨とする国際人権規約のB規約第 25条は、「すべての市民」に「直接に、または 自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与する こと」を認めている。「すべての市民」(every citizen)は、その権利主体を決して「国籍を有 する国民」とはしていない。人権の世界的潮流 を生みだした「世界人権宣言」のいう「すべて 人は社会の一員として」の保障を受ける権利が あることを日本が認めるべきである。

もともと「国民主権」の考え方は、君主=国 家とする「君主主権」の考え方に対する対抗原 理として主張され、市民革命の理論となりえた ものである。浦部法穂教授は「国民主権」の意 味を検討されたのち、「国民主権原理にいう 『国民』は、当然に外国人を排除するというも のではない」と明快に述べておられる<sup>201</sup>。つま り、「国民主権」の原理をもういちど解釈しな

 <sup>18)</sup> 徐龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来―-「人権先進国・日本」への提言』(社会評論社, 1987年) 26-28頁。

<sup>19)</sup>浦部法穂「日本国憲法と外国人の参政権」、徐編『共生社会への地方参政権』94頁、および藤木・金子・新堂編『法律学小辞典』〔増補版〕(有斐閣,1986年)315頁。徐龍達「外国人に参政権を」朝日新聞1991年1月13日付「言いたい・聞きたい」欄。

おしてみれば,それは「国家政治の根本的な仕 事を国民が決定する権利」だと考えられる。そ の具体的な内容は,憲法の制定と改正,国会議 員の選出などであろう。

これに対して,地方自治体の行政は,その地 方に住む人々が,その都道府県,市町村の運営 を決定することである。したがって,その地方 を構成する住民が主人であって,国籍=国民が 主体になるのではない。「国民主権」と「国籍」 とが不可分の関係にあるとしても,「国民主 権」の原理の前に「国籍」があったわけではな い。主権者である住民が先にあって,後から 「国籍」が付与されたというのが歴史的事実で はないか。いまや「国民主権」は,民主主義の 原理と同じ意味をもつ「住民主権」にとってか わるべき時代を迎えたことを認識すべきであ る<sup>211</sup>。

以上の解釈からすれば,定住外国人,とりわ け歴史的経緯のある韓朝鮮人は,地方参政権を 憲法上保障されていると考えられる。また,選 挙権が憲法第13条の幸福追求権に基礎づけられ ており,それは国や地方自治体の政治的な決定 に従わざるをえない社会構成員である定住外国 人個人に対しても,等しく保障されなければな らない。それは日本の民主主義の根幹にかかわ る問題である。

要するに、日本人と等しく納税の義務を果た し、同じ地域社会の構成員である定住外国人が 人権保障を受ける権利を、日本側が制約しうる 正当な論理は見出し難いのである。「代表なき ところに課税なし」の理念は、18世紀初頭以来 イギリスで合意をみた近代立憲民主主義の基本 原則である。最近の国会で「政党助成法」が成 立し、1995年1月1日から施行されることにな ったが、その内容は「国民1人当たり250円を 政党に助成する」ものであり、この「国民」の 中にも定住外国人が含まれているので、当然、

21) 江橋崇・久保孝雄。徐龍達。中井清美「定住外 国人の人権と自治体」〔座談会〕季刊自治体学研 究第44号(神奈川県自治総合研究センター,1990 年3月)4-15頁。 われわれは日本人と平等な権利を要求すべきで ある。さもなければ,税負担の公平が崩れるこ とになる。

7. アンケート調査にみる賛成比率

地方参政権問題は,すでに憲法などの解釈論 争の域を脱して,実行への意思と立法政策の段 階に移行した感が深い。この問題に関する地方 自治体の政府あて意見書の採択は,94年12月に 入り,急激な増加をみせた。それは韓国民団の 組織をあげての働きと,神奈川県やその他の地 域での任意団体の働きによるところが大きい。 韓国民団中央本部国際局の調査によると,1995 年3月13日現在での採択議会数は計201自治体 に及んでいる(資料6・7参照)。

これを採択議会の件数でみれば,①福岡31, ②長野19,②滋賀19,④大阪16,⑤神奈川15が ベスト5である。また,これらを採択比率でみ れば,①神奈川39.5%,②滋賀37.3,③大阪35 .6%,④福岡30.6%,⑤富山16.7%である。神 奈川のトップは,促進協議会の李鍾大会長,朴 誓憲常任参与らの熱意の賜である。定住外国人 の多い大都市のうち,やや遅れ気味なのは,東 京,千葉,愛知,兵庫,広島などである。

このような実績が比較的短期に達成できたこ とは、地方参政権に対する日本「国民」(=日 本人+定住外国人)らの関心の高さがその背景 にある。ここでいくつかのアンケート調査を暦 順的にたどってみよう(ただし徐編『定住外国 人の地方参政権』24—30頁掲載分は割愛する)。

[1] 神奈川県内在住外国人実態調査

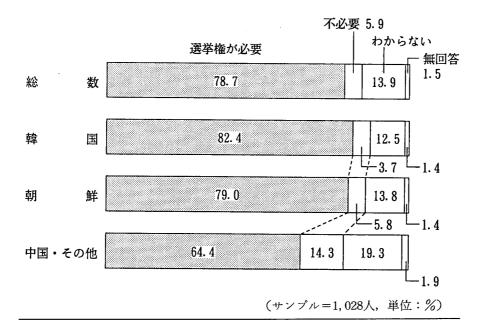
この調査はやや古いけれども,県内の韓朝鮮 人と中国人のうち,1984年9月1日現在で満20 歳以上の男女を母集団とし,無作為抽出で,調 査方法は訪問面接聴取法によっている。調査対 象2142人,有効回収は1028票で,48.0%の回収 率であった。韓朝鮮人の内数は866人,中国人 は161人であった<sup>22)</sup>。

— 88 —

<sup>20)</sup> 浦部法穂『憲法学教室Ⅱ』(日本評論社, 1993年) 200-207頁。

<sup>22)</sup> 金原左門・田中宏ほか『日本のなかの韓国・朝 鮮人,中国人』(明石書店,1988年)234-235頁, および345頁。

図1 選挙権と国籍



Q 73A 県や市の長	や議員を選	ぶ選挙権			
	合計	必要	不必要	わからない	無回答
合計	1028	809	61	143	15
ны	100. 0	78.7	5.9	13.9	1.5
韓朝鮮小計	866	704	38	112	12
	100.0	81.3	4.4	12.9	1.4
中国その他小計	161	104	23	31	3
	100.0	64.6	14.3	19.3	1.9
国籍無回答	1	1		-	
	100.0	100.0		_	
Q 73B 協議会・審	議会の委員	に外国人を加	加えること		

			_		
合計	1028 100. 0	766 74. 5	35 3. 4	216 21. 0	11 1. 1
韓朝鮮小計	866	653	22	182	9
1 - 1 - 1 - <del>1 - 1 - 1 -</del> 1 - <del>1</del> -	100.0	75.4	2.5	21.0	1.0
中国その他小計	161	112	13	34	2
	100.0	69.6	8.1	21.1	1.2
国籍無回答	1	1			—
	100.0	100.0			

ここで、〔県政参加について(Q73)〕の質問 と結果を紹介してみよう。

この調査では、自治体行政への参加というこ とで、とりあえず、「県、市の長や議員を選ぶ 選挙権」(Q73A)と「各種審議会の委員に外 国人を加えること」(Q73B)について、意見 をきいている。84年当時、さまざまな差別を撤 席し、内外人平等の原則を拡大することに異論 はなくとも、こと選挙権となると必ずしも充分 な論議が煮つまっていないように思われる。し かし、本調査の結果を見ると、かなり高い比率 (78.7%)で「必要である」との回答になって いる。質問紙を作る過程では、「選挙権」につ いては意見が分かれて、「審議会」については まとまるのでは,という予想をもたなかったわ けではないが,結果を見ると逆になっている。 考えてみると,審議会というのは影もうすいし, 具体的な実効という点でも期待が抱けないとい うことは,日本人から見ても同じであることに 気づいたという。

次に,自治体選挙権と国籍に関する図1を紹 介しよう。

他の行政への要望は,差別のきびしい朝鮮籍 の方が韓国籍よりやや高い数字を示しているが, 自治体参政権については,逆の反応を示してい る。また,中国籍がかなり低くなっているのは, 新規入国者の比率が高いことの反映であろう。 それは,住民としての定着性の問題だと思われ る。

なお、この設問には国政参政権にはふれてい ないが、朝鮮籍者が79%も地方選挙権に賛同さ れていることで珍しい調査である。韓国籍は 82.4%が賛成している。朝鮮総連は参政権に反 対の立場を表明してきたが、一般世論(朝鮮籍 者)はそれとは無関係であることがわかる。

[2] 日本選挙学会による新しい調査

日本選挙学会(田中靖政会長)では,1989年 からプロジェクトを発足させ,「選挙研究シリ ーズ」を順次発行している。同学会が91年4~ 5月の間,韓国民団中央本部の協力を得て,し たがって韓国籍だけを対象に,郵便投票による 調査を行なった。郵送2019名のうち,442名が 回答,回収率は22%と低かった。回答者の87.3

〔表1〕 在日韓国人の選挙権・被選挙権について (数字は%;N=442)

地方選挙の選挙権	認められるべきである 認められる必要はない 無回答	97.5 0.9 1.6
国政選挙の選挙権	認められるべきである 認められる必要はない 無回答	78.7 15.6 5.7
地方選挙の被選挙権	認められるべきである 認められる必要はない 無回答	75.3 13.8 10.9
( 🗆	木潮送学会「潮送シリーズ」	No(8)

(日本選挙学会「選挙シリーズ」No.8)

%が男性で,40歳台以上が 圧 倒 的 で,大学卒 27.8%であり,主として個人事業主と会社団体 役員が62%を占めた。

設問は、「在日韓国人として最も緊急に解決 されるべき問題は?」に対して、①地方選挙権 を得ること:74.2%、②公務員採用への門戸を 開放すること:73.1%、③民間企業への雇用を 促進すること:30.3%、が上位を占めた。次い での設問が「在日韓国人の選挙権・被選挙権に ついて」であって、その集計は表1のとおりで あった。すなわち、地方選挙の選挙権は97.5% が認めるべきだと答えている<sup>23)</sup>。これは日本社 会の政治的成熟と無縁ではない。

なお、同時に回答を求めた「韓国の国政選挙 権の取得」については、37.1%しか賛成がなく、 その取得に消極的であることが判明した。

このように,定住外国人の地方参政権問題に ついて,日本人研究者の集団である日本選挙学 会が自発的に調査研究に取り組まれたことに敬 意を表したい。

以上の2項の調査は韓朝鮮人,中国人らの定 住外国人の意思を知る資料となろう。少なくと も,3分の2以上の韓朝鮮人は,地方参政権に 賛成である。現在のところこれ以上のより詳細 な調査については筆者は見聞していない。

次に、日本人社会の世論を知るデータを新聞 社等の調査から引用し紹介したい。

[3] 『毎日新聞』『朝日新聞』『京都新聞』 による世論調査

「参政権に前向きの論議を」という社説が 『毎日新聞』を飾ったのは94年1月8日付で, ちょうど,さきがけ島根がわたしの造語「定住 外国人」概念をもとに外国人の入党を認めた翌 日であった。論旨は定住外国人の基本的人権を 保障しつつ,民族の主体性を参政権運動のなか でどう位置づけるか,問題提起も含め,「共生 社会」めざして前向きの論議を訴える社説の格

23)日本選挙学会編『民主的選挙制度成 熟 へ 向 け て』(北樹出版,1992年7月)17-18頁。徐 龍 達 「定住外国人の地方参政権運動の展開」飯沼二郎 『足もとの国際化』(海風社1993年)350-351頁。 \*\*\*

都道府県諱	長				
	地方	国政		地方	国政
 北海道	×	×	滋賀	0	0
青 森	$\triangle$	$\triangle$	京 都	0	×
岩 手	不	在	大阪	0	0
宮 城	$\triangle$	$\triangle$	兵 庫	0	×
秋 田	不	在	奈良	0	0
山 形	×	×	和歌山	×	· ×
福島	×	×	鳥取	$\triangle$	$\bigtriangleup$
茨 城	$\triangle$	$\triangle$	島根	×	×
栃 木	$\triangle$	$\bigcirc$	岡山	$\triangle$	$\bigtriangleup$
群 馬	$\bigcirc$	0	広島	0	$\circ$
埼 玉	0	0	ЩП	×	×
千葉	×	×	徳島	$\triangle$	$\bigtriangleup$
東 京	$\triangle$	$\triangle$	香川	$\triangle$	$\bigtriangleup$
神奈川	$\bigcirc$	$\bigcirc$	愛媛	×	×
新 潟	×	×	高知	×	×
富山	$\triangle$	$\bigtriangleup$	福岡	$\triangle$	$\bigtriangleup$
石川	0	0	佐賀	0	$\bigcirc$
福井	$\triangle$	×	長崎	$\triangle$	$\bigtriangleup$
山 梨	0	0	熊本	$\triangle$	$\bigtriangleup$
長 野	0	×	大分	×	×
岐 阜	×	×	宮崎	$\triangle$	×
静岡	×	$\bigtriangleup$	鹿児島	×	×
愛知	$\triangle$	$\bigtriangleup$	沖 縄	不	在
三 重	$\triangle$	$\bigtriangleup$			

#### 〔表2〕 定住外国人の参政権に対する地方自 治体議長の賛否

#### 政令市議長

	地方 国政		地方	国政
札幌	× ×	京 都	$\bigtriangleup$	$\triangle$
仙 台	$\circ$ $\circ$	大阪	$\triangle$	$\triangle$
千 葉	$\triangle$ $\triangle$	神戸	$\triangle$	$\bigtriangleup$
橫 浜	$\triangle$ $\triangle$	広島	$\triangle$	$\bigtriangleup$
川 崎	$\bigcirc \triangle$	福岡	0	0
名古屋	$\triangle$ $\triangle$	北九州	0	0

〇は賛成(条件付き含む),×は反対,△は「ノー コメント」「議長として答えられない」など。

(『毎日新聞』 1994. 1. 17)

調は高かった。すぐさま『毎日新聞』は都道府 県政令市の実態調査に入り,1月17日には「議 長の3割が賛成」、「反対意見上回る」の記事が 紙面に躍る。地方参政権運動は大いに鼓舞され た。あの段階で,全国47郡道府県と12政令市の 議長たちが3割も賛成意見を表明されたことは 大いなる力であった。「人権保障の確立」(北 九州市),「納税者として当然の権利」(京都府) などがその主な理由であった。

引き続いて、さきがけ島根が法案作成のうえ 国会へ提出する動きが5月12日付『毎日新聞』 に報じられ、また共生への哲学「アジア市民」 も5月16日付「憂楽帳」欄に取りあげられた。 その間,『朝日新聞』は春の3月にふさわし く、全国の有権者3千人を対象に世論調査をし ていたのである。3月9日に公表され、定住外 国人に地方参政権を認める人が47%,認めない 人が41%,反対よりも賛成が多いことも地方参 政権運動に大きな励みだった。とくに近畿では 容認が57%と、反対の31%を大きく引き離して いた。ことに若い世代に容認の傾向が強く、全 般的には「西高東低」のパターンが読みとれた。 さらに注目すべきことは、政党の態度表明にあ った。すなわち、与党支持者が容認53%、反対 38%だったのに対し、自民党支持者は容認38% だったのに反対が51%と逆になり、また共産党 支持者は容認63%,反対が25%であった。日本 の自民党と交流が深く、野党とは疎遠であった 韓国民団中央本部は、自民党中心の姿勢を再考 すべきではなかろうか。

続いて、『毎日新聞』西部本社が地方選挙参 加に対する賛否を調査した。『朝日新聞』の世 論調査より4ヵ月新しいだけ,世論はかなり改 善され、「参加」容認61%が反対23%を大きく 上回った。『朝日新聞』による94年2月調査と 『毎日新聞』による94年6月調査とを比較して みれば、前者では地方参政権を「認める」41% (九州), 45% (中国・四国) に対し, 後者 で は選挙に参加すべきだと「思う」61%(九州・ 山口)となって、かなりの上昇がみられる。ま た前者で地方参政権を「認めない」42%(九 州),44% (中国・四国) に対し,後者では 「思わない」は23%どまりであり、これまた理解 の増進がみられる。とくに後者で選挙参加承認 に20歳台で73%, 30歳台で71%, 40歳台で65% の数値が示されたことは,若年層が異質な文化, 相違するものを認め、自らが「アジア市民」に 脱皮しようとする動きを示すものとして評価し

質問と回答	······· (数字は%)	▲いまロオでい。 オロ語目、胡	送しのしたもう
員向と凹谷	(奴子にん)	◆いま日本では,在日韓国・朝鮮	肝八の八にらは
◇日本に長く住み,地域社会	€で日本人と同じよ	選挙で投票したり立候補したりす	ることが認めら
うに生活している外国人にも日	本の選挙に参加す	れていません。日本人と同じようハ	こ地域社会に住
る権利を認めるべきだ、という	運動が起こり,そ	み,税金を払っているのだから,‡	也方の選挙に何
ういった権利を認めるよう政府	所に要望する決議が	らかの形で参加する権利を認めるこ	方がよいと思い
地方議会で出ています。あなた	は,こうした動き	ますか。それとも,日本の国籍が7	ない以上, 認め
を見たり聞いたりしたことがあ	うりますか。	ない方がよいと思いますか。	
ある	38	認める方がよい	47
tain	60	認めない方がよい	41
その他・答えない	2	その他・答えない	12

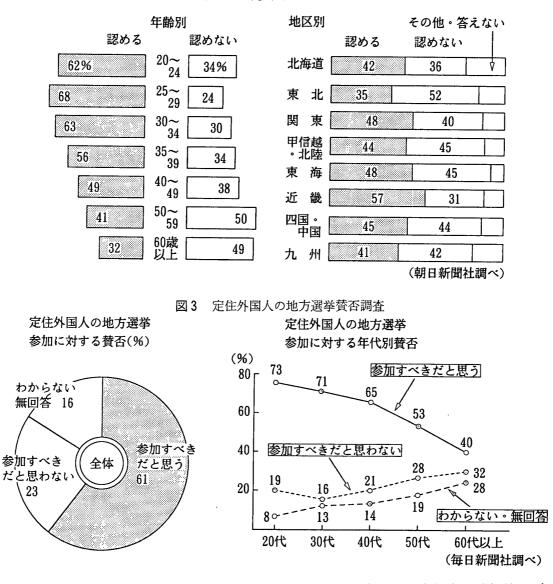


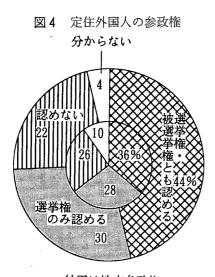
図2 地方参政権を認めるか

てよかろう24)。

ンケート調査では,京都府と滋賀県の有権者 270人対象の小規模調査ではあるが,地方参政 権については44%が認めると回答,認めない22 %の2倍に達していた(図4)。だが,国政参 政権については,否定の回答が増え,賛成は36

さらに、京都新聞社が95年1月に実施したア

 <sup>24)</sup> 徐龍達「地方参政権は住民の権利」よろん通巻 30号(毎日新聞社,1994年6月)17頁。同テーマで,韓国新聞1994年7月19日付「論壇」に転載。

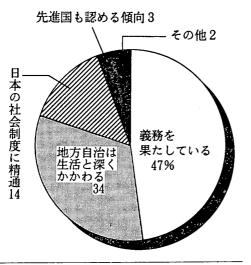


外円は地方参政権 内円は国政参政権 (京都新聞社調べ,95年1月)

%にとどまっている。なお,地方参政権につい て年齢別にみれば,20代では58%が容認したの に対し,天皇制教育を受けた60代は15%にすぎ なかった。

地方参政権を認める理由は〔図5〕のとおり で、やはり納税の義務を果たしているが、47% で多く、地域社会の構成員性について、34%が 認めている。今年から、外国人も含めて一人あ たり250円の政党助成が行われるので、日本人 との区別はいっそう困難になりそうだ。一方、 選挙権のみを認める考えの人もいるが、民主主

地方参政権を認める理由



25)池田大作『人類史の朝 世界精神の大光』(創価 学会広報室, 1994年3月) 52-54頁。徐龍達「アジ

義の基本である参政権の表裏一体を理解してい ないうらみがある。

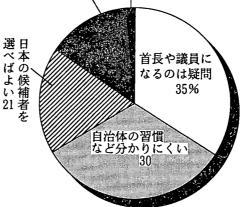
いま地方参政権運動は,韓朝鮮人側の働きか けによる地方自治体決議の拡大,定住外国人の 選挙権や財政負担能力を視野に入れた各政党の 入党承認,裁判による運動支援者の拡大,マス コミの支援,在日党によるインパクトなどで拡 大途上にあり,21世紀までに達成できる勢いで ある。

# 本名常用運動と「アジア市民」 への道

新党さきがけ島根が,定住外国人の入党を承認した1994年1月7日のあと,実はいまひとつの参政権運動上欠かせぬ記録がある。日本の有力宗教団体・創価学会の池田大作名誉会長が,同月26日「SGIの日」に,「人類史のあした世界精神の大光」と題する提言を『聖教新聞』 に発表した。その中で池田名誉会長は在日韓朝 鮮人の人権に配慮され,「基本的人権の骨格である参政権が,日本で永住権を認められたこれらの人びとに与えられていないこと」にふれ,「さまざまな差別と迫害のなかで生きてきた方々の人間としての基本的な要求を実現していくことが大切だと考える」と明言された<sup>25)</sup>。この提言が公明(党)を中心に各層に拡がることも視

認める理由 先進国も被選挙権は 認めていない13 その他1

地方参政権を選挙権のみ



ア市民への道――日本人の心と国籍のカベをなく せ」聖教新聞1994年9月1日付「文化」欄を参照。

— 93 —

図 5

野におさめておこう。

ごく最近の朗報としては、1994年10月25日, アルゼンチン政府が外国人登録をして10年以上 居住の18歳以上の男女に選挙権を与えると発表 したが、国政か地方参政権かは不明である。い まひとつは、ブリュッセルで1994年12月19日に 開かれた欧州連合(EU)外相理事会で、EU 市民であれば域内のどの国に居住していても、 地方参政権を行使できることを定めた規則を承 認した<sup>20)</sup>。こうして世界のいろんな地域で、地 方参政権は定住外国人に拡がりつつある。

本稿を結ぶにあたり,まず韓朝鮮人として民 族の拠り所,アイデンティティ確立の方法を考 えてみよう。わたしは「本名常用」と「本名表 札」の使用の「チャギチャッキ(自己回復)運 動」を地方参政権運動とリンクして今からでも 全国化するように提起したい。本名の使用は自 己同一性,アイデンティティ確立のうえで最も 重要な営みである。本名を名のれないことは自 己の人格を歪め,自己を自ら否定することにな るから,人間としての,また民族としての主体 性を確立することはできない。

最新の韓国青年意識調査(1993年6月から9 月まで)によると、本名と通名(日本式氏名) の使用実態は次のとおりであった<sup>27)</sup>。

1	まったく通名だけ	281	(35.3%)
2	ほとんど通名	241	(30.3%)
3	通名の方が本名より多い	100	(12.6%)
4	同じくらい使い分けている	<b>4</b> 5	(5.7%)
5	本名の方が通名より多い	30	(3.8%)
6	ほとんど本名	48	(6.0%)
7	まったく本名だけ	51	(6.4%)
無回	回答		4

上の1,2,3を合わせると,全体の8割弱 となる。それに対して,上記の5,6,7を合 わせても2割にみたない。このような実態から,

なお,福岡安則『在日韓国・朝鮮人――若い世 代のアイデンティティ』(中央公論新書,1992 年)を参照。 民族性の風化が嘆かれているわけであるが,そ れを放任するのではなく,親たちの方から積極 的に努力することによって,たとえば自らが本 名を使う経営者に脱皮する主体性のある,それ こそ自信をもった生き方を子供たちに示すべき である。地方参政権の獲得が「日本人に同化」 するのではなく,上記の実態を放任すれば,同 化が進行する,ということであり,むしろ地方 参政権の獲得運動に「本名常用」運動を結合さ せることにより,韓朝鮮籍をもった定住外国人 としての主体性のある生き方を築きあげよう, と主張するものである。

それでは、どのようにすれば本名を常用する 韓朝鮮人を増やするこができるのであろうか。 これについては、前述の実態調査にかかわった 埼玉大学教授・福岡安則氏と大阪大学大学院・ \*\*\* 金明秀氏の示唆に富む要約があるので紹介しよ う。

(1) 「広い意味での民族教育」を多く受ける こと。民族としての誇りを獲得するから。

(2) 「民族団体への参加経験」のある人に。 団体の中で自然に本名を呼びあうようになるか ら。

(3) 「両親の民族意識」が強いほどよい。子 供たちに韓朝鮮固有の名前をつけたり、本名を 名のることの大切さがわかるから。

「本名の常用」のほかに筆者が「本名の表札」 使用を訴えているのは,自己の主体性確立は もとより、周辺の日本人たちにそのことを明示 することにより、日本人の国際感覚を涵養しう ること、日本人の周囲にかくれていた定住外国 人が、実は金さん、朴さん、李さんだったとい うことを知ってもらうことの意味も大きいので ある。韓国民団、その他の諸団体・個人もぜひ 筆者の提案を実行してほしい。さきに金弁護士 は、民族主体性の確立を本国の国政参政権にリ ンクさせて達成しようと主張したが、韓朝鮮人 の合意をえるにはかなりの難関が予想されるし、 そのこと自体が地方参政権運動の妨げになると 考えられるからわたしは反対した。しかし、在 日同胞の民族主体性の確立、韓朝鮮人としての 意識を覚醒させることの必要性はまったく同感

— 94 —

<sup>26)</sup>毎日新聞1994年10月27日付,および同紙1994年 12月21日付の記事。

<sup>27)</sup>在日韓国青年会『第三次在日韓国人青年意識調査中間報告書』(1994年)。

である。それを筆者は「本名常用」「本名表札」 運動にリンクして考えたのである。

今から21年前の拙稿「"不実" 韓国人からの 脱却」(『季刊まだん』 第2号, 1974年2月) 以 来、折にふれてこの問題を提起しているが一般 化していない。もちろん、日本社会には本名を 名のりにくい差別構造があることは事実で、日 本人の意識改革と多文化社会の構築などの課題 はあるにせよ, 通名の常用を日本人の排他性の せいにしてはいけない。諸般の事情で帰化した 者が、「日本籍」韓朝鮮人として「民族名をと りもどす会」(鄭良二会長)を組織し、1993年 まで裁判闘争によって本名を取り戻すというす ばらしい生き方が輪を広げている。鄭琪満,李 周鎬,宋喜久子,金平雄,朴実,尹照子,盧佳 世, 陳太一氏らの努力に敬意を表したい。1995 年は光復(独立)50年にあたる。日本帝国時代 の「創氏改名」の残滓から抜けきらずになんの 自己確立がありえようか!! 韓朝鮮人としての 心からの独立、一人ひとりが「創氏改名」の就 縛から解放される50年目にしたいものである。

「心にふたたび8.15の灯」を点そう!! 韓朝鮮 人が子供たちに与える最も偉大な遺産は,民族 の出自を明示する「本名」である。

次に、日本人に訴えたい。一言でいえば、過 去の「侵略」行為を率直に認めその清算をすま せて、アジアで尊敬される「アジア市民」に脱 皮してほしいのである。本稿でふれたいくつか の世界の潮流,経済的にも,文化的にも,政治 的にも、伝統的な「国民主権」「国民国家」は 破綻に瀕していることを知るべきである。救い の道は、「国民」概念の拡大によって、定住外 国人と「共生」しうる地域社会を築くことであ る<sup>28)</sup>。日本が「国際国家」を志向すべきこの時 代に、民族の違い、国籍のカベを克服して、定 住外国人を同じ地域社会の構成員として認め、 拡張された新しい「国民」同志が連帯しうる, 新しい「アジア市民」への哲学を樹立すべきで はないか。欧州連合にみる「ヨーロッパ市民権」 の確立は、日本人にとって多くの示唆を与えて いることを見逃してはならないであろう<sup>29)</sup>。

- 〔資料〕 1. 岸和田市議会の地方参政権決議(第1号)と決議要請文等
  - 2. 外国人入党の論拠(新党さきがけ)
  - 3, 外国人の地方参政権のための立法措置に関する基本的考え方
  - 4. 「地方自治法及び公職選挙法の一部を改正する法律(案)」要綱
  - 5. 共生社会のための決議(さきがけしまね)
  - 6. 地方参政権に関する意見書採択・地方別一覧表(韓国民団)
  - 7. 地方参政権に関する意見書採択順・自治体一覧表(韓国民団)
  - 8. 在日韓国人子孫に対する法的地位保障促求決議文(韓国国会)
  - 9. 大阪・川崎にみる定住外国人の住民参加への胎動
  - 10. 最高裁判所による地方参政権判決要旨

 28) 徐龍達「探ろう"共生"への道,国籍や人種を 超越して」朝日新聞1990年3月23日付夕刊「文 化」欄。同「定住外国人の地方参政権」都市問題 第83巻第6号(1992年6月)48頁。 29) 徐龍達「定住外国人の地方参政権――『住民主 権』に移行を――」日本経済新聞1995年3月13日 付夕刊「時論/自論」欄。 〔資料1〕

岸和田市議会の地方参政権決議 (第1号)と決議要請者の声明文

定住外国人に対する地方選挙への参政権など, 人権保障の確立に関する要望決議

人権の保障は,世界の平和と安全につながる ものであり,日本国民の願いである。

人権の国際化が叫ばれ,「内外人平等」をう たった国際人権規約など,国際法の批准により 定住外国人の待遇は,徐々に改善されている。

しかし,生来的にすでに地域社会の構成員と なり,納税義務を負っているにもかかわらず社 会保障制度や選挙権などについては,日本国民 と同等になっていないのが現状である。

よって、本市議会は、政府に対し、定住外国 人に対する社会保障制度や地方選挙への参政権 など、人権保障の確立を強く要望する。

以上、決議する。

平成5年9月9日

岸和田市議会

定住外国人に対する地方選挙への参政権など 人権保障の確立に関する決議要請について

私たち定住外国人は,過去の不幸な戦争など により,人為的に日本に居住を余儀なくされ, またその子孫として,日本国民と同様,納税の 義務はもちろん,地域住民として,善隣,友好 を深め,地域社会の一員としての役割を担って います。

とりわけ,在日外国人に対する在日韓国・朝 鮮人の割合は,大阪府下では,84.7パーセント, 本市では86.0パーセントを占めています。

日本国憲法では,法のもとの平等を,また人 権の国際化が叫ばれ,国際人権規約など国際法 でも,内外人すべて平等とうたわれています。

国際法の批准により,定住外国人の待遇は, 国民健康保険の適用を受けるなど,徐々に改善 されてはおりますが,国民年金などの社会保障 制度,また選挙権などについては,日本国民と 同等になっていないのが現状です。

去る6月29日大阪地方裁判所において、定住

外国人の地方参政権について,憲法規定を理由 に認めないとの判決がありましたが,一方で裁 判長は,「地域社会の重要な構成員である定住 外国人が自治体の政治,行政に参加できないこ とを不当と考えるのも一面もっともだ」との原 告の訴えに一定の理解を示されました。

人権の保障は,世界の平和と安全につながる ものであり,私たち定住外国人の人権問題に関 してご理解をお願いし,社会保障制度や地方選 挙への参政権など,人権保障の確立をめざして, 貴議会において決議いただきますよう要請申し 上げます。

1993年8月2日

岸和田市議会議長 寿一誠 殿

大阪府岸和田市箕土路町1丁目4番22号

金重根

大阪府岸和田市箕土路町1丁目6番26号

金 治雄

#### 声明文

この場を,お借りして,本日決 議 された, 「定住外国人に対する地方選挙への参政権など, 人権保障の確立に関する要望決議」に対し,

岸和田市議会議長,寿一誠先生,岸和田市議 会日韓親善友好議員連盟会長,吉良良一先生, 岸和田市議会議員の皆様,

心から敬意を表するとともに,感謝を申し上げ る。また,この決議を岸和田市民の一人として, 誇りに思う。

さて、本日のこの決議は、日本では初めてで あり、画期的なことである。我々は定住外国人 に対する地方参政権への第一歩であり、在日同 胞社会に希望と勇気を与えるものである。

日本政府においても,この趣旨が理解され, 一日も早い立法の実現を申し上げる。

このたびの経過を説明すれば,実は,岸和田 市議会では1992年4月10日に市議会レベルで大 阪府下では,初めて日韓親善友好議員連盟が発 足し,ソウル特別市の永登浦(ヨントンポ)区 議会との交流が始まった。そして,93年6月21 日から3日間,ヨントンポ区議会を公式訪問し, 交流を深め,又ソウル特別市ヨントンポ区議会

— 96 —

からも6月29日から岸和田市議会へ3日間の公 式訪問があった。その両議会の世話役をつとめ たのが、このたび決議をもたらしたといえる。

以上,感謝のことばとともに経過の一端を声 明に託すものである。

韓国民団大阪府本部顧問・学校法人白頭学院理事長 金 重根

> 韓国民団大阪府本部泉大津支部副議長 金 治雄

#### 〔資料2〕 外国人入党の論拠(新党さきがけ)

『なぜ外国人の入党を認めるのか』

新党さきがけ島根県支部 青木 通 1994年早々の1月7日,標題の件について正 式発表以来,反響の大きさは,われわれの予想 を超えるものであった。東京の本部と島根支部 には国内外の報道機関の取材申込が殺到し,ス タッフはその応接にいとまもない様子であった。 われわれは,奇をてらったわけでもなく,単な る人気取りをねらったわけでもなく,此だ素直 に,在日外国人の置かれた地位について議論す る中で,彼らにも政治的発言の場を確保するこ とはわれわれの任務であり,ひいては,日本人 の陥りがちな偏狭なナショナリズムを克服する 契機ともなるのではないかと考えたからであっ た。

入党規約は次のとおり。

「適法に県内に5年以上在住した人,もしく は配偶者が日本国籍を持ち,県内に2年以上在 住している人で,党員2名以上の推薦を得た上, 党費年間三千円払い込むこと。」

ちなみに、他の政党の党員資格を挙げておく。

「日本国籍を有するもの」自民党,新生党, 公明党,共産党,民社党。

「日本の選挙権を有するもの」日本新党。

社会党,社民連は,日本国籍を持つ者に限定 していないが,事実上,外国人の入党は認めて いない。

われわれの決定に対して「参政権の認められ ていない現在,入党を認めても意味がない。」と の批判があった。それに対するわれわれの反論 はこうである。政党は、たんに、議会に代表を 送り出すことだけを任務としているわけではな い。政党は、政治教育、啓蒙、宣伝等の重要な 役割も担っている。よって、参政権と党員資格 を一体不可分のものと考える理由はない。また, 政治はダイナミックなものであって、われわれ は、こうした政治活動を通じて在日外国人の地 位向上についての世論を喚起し、行く行くは、 参政権の認められる時期を多少とも早めること に寄与できるのではないか。現に、今まで認め られていなかった、外国人の帰国時における社 会保険料の還付が今年度から認められ、朝鮮学 校生徒の, 通学定期割引について, 日本人生徒 並とすることをJRが決めた。この決定の際, このたびの新党さきがけの決定が、担当者の脳 裏をよぎったとすれば、われわれの行動は既に 一定の政治的役割を果たしたと言えるのではな いか。これこそ政治のダイナミズムといえるの ではないか。

わが党の重要な政策の一つが,外国人の地位 向上,更に言えば,基本的人権に関するできる かぎりの内外人平等の保障をめざす以上,憲法 の人権の規定は避けて通るわけにはいかない。

およそ半世紀前に制定された日本国憲法は人 権保障の章に関するかぎり,いささか時代遅れ の感を否めない。この憲法制定当時,これだけ の国際化の進展を予想することはできなかった ので無理からぬところとは思うが。

まず、憲法第三章の権利の主体は「国民」と なっているので、基本的には日本人に対する権 利保障に止まる。この章に関するかぎり、立法 論としては、内外人平等な保障を原則とし、そ の性質上、止むをえない場合にかぎり、外国人 としての制約を受けるとすべきでないか。解釈 論としては、参政権、ことに国政参政権につい ては、外国人には認められないとするのが学界 の通説であり、現に公職選挙法では日本人に限 っている。しかし人権概念は、歴史的に幾多の 変遷を経て、その範囲は拡がり、内容的にも深 化してきた。参政権もその例外ではありえない。 20世紀も末を迎えて人権問題、経済政策等につ いて、他国に容喙することが、必ずしも内政干 渉として非難の対象とならなくなっている。人 権を,前国家的権利,後国家的権利の2つに分 け,参政権を後者に含める考え方が有力である が,こうした区別も所詮歴史的相対性を免れな い。また,国政は外交に関わるため,外国人に は国政参政権は認められないとするのが現在の 通説である。こうした考えに対しては,国家の 任務とは何か。そこに居住する一人一人の住民 の権利を守ることに優越する国家的利益とは何 かが問われなければならない。

われわれの当面の政治目標の1つは、憲法 (第93条2項「地方公共団体の長,……住民が, 直接これを選挙する。」)の解釈論としても比較 的無理のない,外国人の地方参政権の実現であ るが,その実現でもって能事終われりとするの ではなく,こうした権利概念の相対性をわきま えて,絶えることのない,人権の拡大強化の努 力を続けなければならない。

次にこの問題に関連する1,2の問題につい て見てみることにする。

その1つは、国籍法の問題点である。日本の 国籍法は、血統主義を原則とし、例外的に属地 主義(生地主義)を認める。したがって、外国 人の両親から、日本で生まれた子は日本国籍を 取得できない。この点については、アメリカに 例があるように、属地主義を原則にまで高め、 日本で生まれた子の日本国籍取得の権利を認め るべきではないか。ことに、永住権をもつ外国 人の子については、最優先課題とすべきであろ う。また、属地主義における男親、女親の不平 等な扱いは改めるべきであろう。

以上は出生時における国籍取得の問題である が,出生後における国籍取得としての「帰化」 がある。現在の国籍法の基本的立場は,帰化を, 日本国の,外国人に対する特別の恩典としてと らえているのでその要件は厳格であって,その 手続きにはぼう大な申請書類と,平均して1年 以上の時間がかかっている。

「帰化」の権利性は,認められないとしても, 今の国籍法の基本理念,およびその執行に当た る法務省の実務には,改革の余地があるのでは ないか。 今1つの問題は,在外日本人の選挙権の問題 である。彼らは,住所要件を満たしていないの で法律上,選挙権が与えられていないしこの要 件がないとしても,今の投票方法では事実上, その行使は困難である。

この問題については、もし在外日本人が居住 する国で選挙権を認められているとすれば、母 国と2つの国での選挙権を認めるべきかどうか。 国政選挙の比例代表選挙は別として、選挙区は どうして決めるのか。投票方法はどうするのか など、問題はいくつかあるが、将来の検討課題 であろう。

(『自治研島根』第302号, 1994年3月)

〔資料3〕

外国人の地方参政権のための立 法措置に関する基本的考え方

(1994年11月12日)

#### さきがけしまね

第1(目的) 地方自治の本旨に基づき,地 方公共団体の住民として共に生きる外国人に当 該地方公共団体の共同決定の過程への参与を認 め,真に民主的な地方自治の確立を促すことを 目的とすること。

第2(適用対象) 適用対象は,日本国籍を 有しない者のうち,出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令319号。以下「入管法」という) 又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を 離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平 成3年法律71号)及び外国人登録法(昭和27年 法律125号)に基づき引き続き5年以上本邦に 居住する者(入管法別表第1の1の表の上欄の 外交又は公用の在留資格により在留する者を除 く。以下「外国人」という。)とすること。

第3(選挙権) <第2>の外国人のうち年 齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村 の区域内に住所を有する者は,地方自治法第11 条及び第18条並びに公職選挙法第9条第2項の 規定にかかわらず,その属する地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙権を有すること。

第4(被選挙権) <第2>の外国人は、地

— <u>98</u> —

方自治法第11条,同法第19条第2項及び第3項, 公職選挙法第10条第1項の規定にかかわらず, 公職選挙法第10条第1項第3号から第6号まで の規定による区分に従い,それぞれ当該議員又 は長の被選挙権を有すること。

第5(条例の制定改廃請求権,事務の監査請 求権.議会の解散請求権,解職請求権) <第 2>の外国人は,地方自治法第12条及び第13条 の規定にかかわらず,同法右各条項の定める住 民の権利を有すること。

\*注:地方自治法第5章(直接請求)の各規定は.

「選挙権を有する者」(地自法第74条第4項参照) となっているから,実際には〈第3〉により選挙権 を有する者で〈第6〉により選挙人名簿に登録され ている者が,これらの権利を行使しうることとなる。

第6(選挙人名簿) <第2>の外国人の選 挙人名簿への登録は,当該市町村の区域内に引 き続き3か月以上住所を有する年齢満20年以上 の者(公職選挙法第11条第1項及び第2項の規 定により選挙権を有しない者を除く)について 行なうこと。この場合において,公職選挙法第 19条及び第20条,同法第22条から第30条までの 規定は準用されること。ただし,同法第28条第 1号の規定は「死亡したこと又は外国人にあた っては本邦に居住しなくなったことを知ったと き」と読み替えること。

〔資料4〕

「地方自治法及び公職選挙法の一 部を改正する法律(案)」要綱

さきがけしまね

外国人の地方参政権を認めるため,地方自治 法及び公職選挙法の一部を,以下のような形に 改正する必要がある。

#### 地方自治法

現 行 法	改 正 案
第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住 民は、この法律の定めるところにより、その属	第11条 普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方
する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を 有する。	公共団体の選挙に参与する権利を有する。
<b>第12条</b> ① <u>日本国民たる</u> 普通地方公共団体の 住民は、この法律の定めるところにより、その	第12条 ①普通地方公共団体の住民は、この 法律の定めるところにより、その属する普通地
属する普通地方公共団体の条例の制定又は	方公共団体の条例の制定又は改廃を請求す
改廃を請求する権利を有する。 ② <u>日本国民たる</u> 普通地方公共団体の住民は,	る権利を有する。 ②普通地方公共団体の住民は,。
。 第13条 ①②③日本国民たる普通地方公共団	第13条 ①②③普通地方公共団体の住民は,
体の住民は,。 <b> </b>	
第18条 日本国民たる年齢満20年以上の者で 引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有	第18条 年齢満20年以上の者で引き続き3か 月以上市町村の区域内に住所を有する者は,別
する者は、別に法律の定めるところにより、そ の属する普通地方公共団体の議会の議員及び長	に法律の定めるところにより,その属する普通 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有
の選挙権を有する。	する。
第19条 ①普通地方公共団体の議会の議員の 選挙権を有する者で年齢満25年以上の者は,別	第19条 ①普通地方公共団体の議会の議員の 選挙権を有する者で年齢満25年以上の者は、別
に法律の定めるところにより、普通地方公共団	に法律の定めるところにより、普通地方公共団
体の議会の議員の被選挙権を有する。	体の議会の議員の被選挙権を有する。

② <u>日本国民で</u> 年齢満30年以上の者は,別に法	②年齢満30年以上の者は,別に法律の定める
律の定めるところにより、都道府県知事の被選	ところにより、都道府県知事の被選挙権を有す
挙権を有する。	る。
③日本国民で年齢満25年以上の者は、別に法	③年齢満25年以上の者は,別に法律の定める
律の定めるところにより、市町村長の被選挙権	ところにより、市町村長の被選挙権を有する。
を有する。	
第21条 ①選挙人名簿の登録は,当該市町村	第21条 ①選挙人名簿の登録は、当該市町村
の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本	の区域内に住所を有する年齢満20年以上の左の
国民(第11条第1項及び第2項の規定により選	各号に定める者(第11条第1項及び第2項の規
挙権を有しない者を除く。)で,その者に 係 る	定により選挙権を有しない者を除く。)につい
当該市町村の住民票が作成された日(他の市町	て行なら。
村から当該市町村の区域内に住所を移した者で	1 日本国民であって、その者に係る当該市
住民基本台帳法第22条の規定により届出をした	町村の住民票が作成された日(他の市町村から
者については,当該届出をした日)から引き続	当該市町村の区域内に住所を移した者で住民基
き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録	本台帳法第22条の規定により届出をした者につ
されている者について行なう。	いては、当該届出をした日)から引き続き3か
	月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されて
	いる者。
	2 外国人であって,その者に係る外国人登
	録原票が当該市町村の事務所に備え られた日
	(外国人登録法第8条第1項の規定による居住
	地変更登録の申請をした者については、当請申
	請をした日)から引き続き3か月以上当該市町
	村において外国人登録原票に登録されている者。
②前項の住民基本台帳に記録されている期間	②前項の住民基本台帳に記録されている期間
は,市町村の廃置分合又は境界変更のため中断	又は外国人登録原票に登録されている期間は、
されることがない。	市町村の廃置分合又は境界変更のため中断され
	ることがない。
第28条 (本文略)	第28条 (本文現行どおり)
1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったこ	1 死亡したこと又は外国人にあっては本邦
とを知ったとき。 	に居住しなくなったことを知ったとき。

\*このほか,「政治資金規正法」第22条の5の規定についても,以下のごとき考慮の必要があると考えられる。 第22条の5 何人も,外国人(公職選挙法第3条の2に定める外国人を除く。以下同じ。),外国 法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国人である団体その他の組織から,政治活動に関す る寄付を受けてはならない。

公職選挙法

 亍 法	改 正 案
	第3条の2 この法律において「外国人」と は、日本国籍を有しない者のうち出入国管理及 び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入 管法」という。)又は日本国との平和条約に基

-100 -

	つざ日本の国籍を離脱した者等の田人国官理に
	関する特例法(平成3年法律第71号)及び外国
	人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき引
	き続き5年以上本邦に居住する者(入管法別表
	第1の1の表の上欄の外交又は公用の在留資格
	により在留する者を除く。)をいう。
第9条 ②日本国民たる年齢満20年以上の者	第9条 ②日本国民又は外国人たる年齢満20
~で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を	年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域
有する者は,その属する地方公共団体の議会の	内に住所を有する者は、その属する地方公共団
議員及び長の選挙権を有する。	体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
第10条 ①日本国民は、左の各号の区分に従	第10条 ①日本国民及び外国人は,左の各号
い,それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有す	の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選
る。	挙権を有する。
1 衆議院議員については年齢満25年以上の	1 衆議院議員については日本国民たる年齢
者	満25年以上の者
2 参議院議員については年齢満30年以上の	2 参議院議員については日本国民たる年齢
者	満30年以上の者
3 都道府県の議会の議員についてはその選	3 都道府県の議会の議員についてはその選
挙権を有する者で年齢満25年以上の者	挙権を有する者で年齢満25年以上の者
4 都道府県知事については年齢満30年以上	4 都道府県知事については年齢満30年以上
の者	の者
5 市町村の議会の議員についてはその選挙	5 市町村の議会の議員についてはその選挙
権を有する者で年齢満25年以上の者	権を有する者で年齢満25年以上の者
6 市町村長については年齢満25年以上の者	6 市町村長については年齢満25年以上の者

〔資料5〕

共生社会のための決議

(1994年11月12日)

さきがけしまね幹事長 井上富士夫 私たち「さきがけしまね」は、本年一月、一 定要件のもとに日本国籍外の人々の入党を認め て以来、当該外国籍の人々のなまの声を聞いて きた。そこで私たちは、現在もなおこの日本に おいて、外国籍住民に対する差別や不平等が厳 然と存在する多くの事実を知った。

全ての人間は平等でなければならない。

あらゆる差別は撤廃されなけれなければな らない。

私たち「さきがけしまね」は、外国籍住民に たいする差別を根絶し,何人にも平等な地域社 会を創造するために立ち上がることを、今日こ

| づき日本の国籍を離脱した老等の出入国管理に

こに宣言する。

私たちの前には解決すべき多くの問題が存在 する。なかには問題解決のために長い年月と労 力を必要とするものもある。しかし私たちは決 して諦めない。希望を失わないかぎり、必ずや 道は開けるものと信ずる。私たちは、私たちの 手でできるところから確実にひとつずつ問題を 解決していく覚悟である。

まず第一に, 定住外国人の地方参政権獲得を 目指す。

既に108にも上る地方自治体議会が、定住外 国人の地方参政権を求める要望決議や意見書の 採択を行っている。私たちはこれらの議会との 連携をはかるとともに、この地方からの声がさ らなる拡がりを遂げるべく各方面へのはたらき かけを行う。

また同時に、地方からのこの声を国の立法府 (以下, 104頁に続く)

-101 -

〔資料6〕 地方参政権に関する意見書採択日付順一覧表

(1995.2.20現在)(韓国民団中央本部国際局調べ)

採択日付		 採択自治体	採択日付		採択自治体	採択日付		採択自治体
93. 9. 9.	1	岸和田市(大阪府)	9. 20.	7	山北町(神奈川県)			東部町(長野県)
10. 1.	1	八日市市 (滋賀県)			須 恵 町 (福 岡 県)			婦中町(富山県)
14.14.	1	蒲 生 町 (滋 賀 県)	9. 21.	7	我孫子市(千 葉 県)	12. 18.	1	直 方 市 (福 岡 県)
12. 16.	1	安 土 町(滋 賀 県)			高梁市(岡山県)	12. 19.	6	育森市(青森県)
12.17.	4	京都府(京都府)	1		大津市(滋賀県)			伊那市(長野県)
!		京都市(京都府)			天理市(奈良県)			野辺地町(宵 森 県)
		大牟田市(福 岡 県)	94. 9.21.		福光町(富山県)			小海町(長野県)
		美 山 市(和歌山県)			芦 屋 町 (福 岡 県)			日吉町(京都府)
12. 20.	1	茨 木 市 (大 阪 府)			船橋村(富山県)			松之山町(新潟県)
12. 21.	2	近江八幡市(滋 賀 県)	9. 22.	5	大東市(大阪府)	12. 20.	19	愛知県(愛知県)
		御 坊 市(和歌山県)			生駒市(奈良県)			<b>橙原市(奈良県)</b>
12. 22.	3	守山市(滋賀県)			滑川市(富山県)			黒石市(甯森県)
		泉南市(大阪府)			本庄市(埼玉県)	94. 12. 20.		足利市(栃木県)
		竜王町(滋賀県)			新旭町(滋賀県)			寝屋川市 (大阪府)
12. 24.	2	岐 阜 市 (岐 阜 県)	9. 26.	2	尾鷲市(三重県)			大町市(長野県)
		豊岡市(兵庫県)			佐久町(長野県)		1	一関市(岩手県)
94. 3.18.	1	伊勢市(三重県)	9. 27.	3	泰 野 市 (神奈川県)			相模原市(神奈川県)
3. 21.	1	永源寺町(滋 賀 県)			厚木市(神奈川県)			小田原市(神奈川県)
3. 22.	4	杵築市(大分県)			大 和 市 (神奈川県)			飯 塚 市 (福 岡 県)
		須坂市(長野県)	9. 28.	6	盛岡市(岩手県)			大野城市(福岡県)
		山口市(山口県)			東久留米市(東 京 都)			太宰府市(福岡県)
		美山町(京都府)			茅ケ崎市(神奈川県)			大川市(福岡県)
3. 23.	2	知立市(愛知県)			大和高田市(奈良県)			各務原市(岐 阜 県)
		京北市(京都府)			高島町(滋賀県)			藤沢市(神奈川県)
3. 24.	4	山口県(山口県)			糸 田 町 (福 岡 県)			富士見町(長 野 県)
		富山市(富山県)	9. 29.	4	唐津市(佐賀県)			湯 沢 町 (新 潟 県)
		能登川市 (滋賀県)			田川市(福岡県)			藤野町(神奈川県)
		五個荘町(滋賀県)			劉路市(北海道)	10.01		与那国町(沖縄県)
3. 25.	2	香住町(兵庫県)			志寧町(福岡県)	12. 21.	[11]	四条畷市(大阪府)
		播磨町(兵庫県)	9. 30.	5	萩 市 (山口県)			泉大津市 (大阪府)
3. 28.	2	宮城県(宮城県)			旭川市(北海道)	, ,		松本市(長野県)
0.00	_	和泉市(大阪府)			伊賀町(三重県)			
3. 29.	5	門真市(大阪府)			志兔町(福岡県)		1	久留米市(福岡県) 水沢市(岩手県)
		吹 田 市 (大 阪 府) 垣 四 吉 (垣 岡 貞)	10 2	2				田無市(東京都)
		福岡市(福岡県)	10. 3.	4				上尾市(埼玉県)
		北九州市(福岡県)	10 4	2	箕 面 市 (大 阪 府) 田 辺 町 (京 都 府)			上尾市(周玉県) 糸満市(沖縄県)
3, 30.	1	高 砂 市 (兵 庫 県) 城 陽 市 (京 都 府)	10. 4.	<b>-</b>	愛東市(滋賀県)			真鶴市(神奈川県)
4. 22.	1	泉佐野市(大阪府)	10. 6.	1	鳥取県(鳥取県)			湖東町(滋賀県)
		倉吉市(鳥取県)	10. 0.	3	昭島市(東京都)	12. 22.	17	豊後高田市(大分県)
6. 13. 6. 14.	$\frac{1}{1}$	香春町(福岡県)	10. 7.	J	豊島区(東京都)	10.00.	11	中間市(福岡県)
6. 20.	1	安曇川市(滋賀県)			愛知川市(滋賀県)			恵 那 市 (破 阜 県)
6. 20.	2	下松市(山口県)	10. 11.	1	下諏訪町(長野県)			上野市(三重県)
0. 22.	"	岡垣町(福岡県)	10. 11.	1	福岡県(福岡県)			銚子市(千葉県)
6. 24.	3		10. 12.	1	一 描 岡 県 (福 岡 県) ガ 田 町 (福 岡 県)	1		岡山市(岡山県)
0. 24.	3	新座市(埼玉県)	10. 13.	1	新潟県(新潟県)			清 瀬 市 (東 京 都)
1 1		高岡市(富山県)	10. 14.	2	板橋区(東京都)	l		桂川市(福岡県)
6. 27.	3	松原市(古阪府)	11.20.	"	大井町(神奈川県)			<b>穂波町(福岡県)</b>
0.21.	"	名張市(三重県)	12. 5.	1	伊勢原市(神奈川県)			碓井町(福岡県)
1		日野町(滋賀県)	12. 5.	2	荒尾市(熊本県)			二丈町(福岡県)
6. 28.	1	小金井市(東京都)	10. 1.	-	留萌市(北海道)			戸倉町(長野県)
6. 29.	1	高槻市(太阪府)	12. 8.	1	長野県(長野県)			美都町(島根県)
6. 30.	i	遠賀町(福岡県)	12. 14.	2	望月町(長野県)			泰荘町(滋賀県)
7. 1.	i	奈良県(奈良県)		-	柿木村(島根県)			今津町(滋賀県)
7. 6.	i	岩手県(岩手県)	12. 15.	3	横浜市(神奈川県)	1		赤地町(福岡県)
7. 7.	i	神奈川県(神奈川県)		Ĩ	桜井市(奈良県)			松川村(長野県)
7. 8.	i	粕屋町(福岡県)			立科町(長野県)	12. 26.	5	新発田市(新潟県)
7. 12.	i	練馬区(東京都)	12. 16.	9	宵森県(宵森県)			古賀町(福岡県)
8. 12.	1	津 市 (三重県)		-	福島県(福島県)			池田町(長野県)
9. 9.	1	遠野市(岩手県)			茅野市(長野県)			吉川町(新潟県)
9. 12.	ĩ	御代田町(長野県)			倉 败 市 (岡 山 県)			穂高町(長野県)
9.14.	1	北御牧村(長野県)			流山市(千葉県)	12. 27.	1	保谷市(東京都)
9. 16.	i	本渡市(熊本県)			上越市(新潟県)			
9. 18.	i	前原市(福岡県)			鸿 巣 町 (埼 玉 県)			
	_		由古却 11-2			古ちます	لــــــا جريط	合まれます
190自治体(13県, 110市, 62町, 5村)※東京都, 北海道, 大阪府, 京都府は県, 東京都の区は市に含まれます。								

※日本の行政区域区分上,西東京は東京に,対馬は長崎県に含まれます。

## 〔資料7〕 地方参政権に関する意見書採択地方別一覧表

#### (韓国民団中央本部調べ)(1995.3.13.現在)

地方名         件数         自治体名および採択日           1<東京都9         小金井市(94.6.28) 東久留米市(94.9.28) 昭島市(94.10.7) 保谷市(94.12.27) 練馬区(94.7.12) 豊島区(94.10.7) 板橋区(94.11.28)         田無市(94.12.21) 消板橋区(94.11.28)           2         神奈川県         15         神奈川県(94.7.7) 川崎市(94.12.20)         泰野市(94.9.27) 厚木市(94.9.27)         大和市(94.9.27) 茅 相模原市(94.12.20) 小 藤沢市(94.12.20)           3         千葉県         3         我孫子市(94.9.21)         流山市(94.12.16)         銀子市(94.12.22)           4         栃木県         3         足利市(94.12.20)         宇都宮市(95.3.1)         栃木県(95.3.13)           5         埼玉県         4         新座市(94.6.24)         鴻巣市(94.12.16)         上尾市(94.12.21)         本庄市(94.9.22)           6         長野県         19         長野県(94.12.8)         須坂市(94.3.22)         茅野市(94.9.26)         下諏訪町(94.12.19)           7         新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)         近都町(94.12.20)         戸           8         宮城県         1         宮城県(94.3.28)         1         四川村(94.12.20)         戸           7         新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)         市         1         1         1           8         宮城県         1         宮城県(94.3.28)         1         1         1         1         1	5ヶ崎市(94.9.2) >田原市(94.12.2 4 鶴町(94.12.2 5 町市(94.12.2 9 月町(94.12.1 5 倉町(94.12.2 4 沢町(94.12.2 3 田(95.2.2
保谷市(94.12.27)         練馬区(94.7.12)         豊島区(94.10.7)         板橋区(94.11.28)           2         神奈川県         15         神奈川県(94.7.7)         泰野市(94.9.27)         厚木市(94.9.27)         大和市(94.9.27)         末和市(94.9.27)           3         千葉県         3         我孫子市(94.9.20)         大井町(94.12.15)         相模原市(94.12.20)         山北町(94.9.20)         大井町(94.12.21)         藤野町(94.12.20)         山北町(94.9.20)         大井町(94.12.22)           4         栃木県         3         足利市(94.12.20)         流山市(94.12.16)         銚子市(94.12.21)         本庄市(94.9.22)           5         埼玉県         4         新座市(94.6.24)         海巣市(94.12.16)         上尾市(94.12.21)         本庄市(94.9.22)           6         長野県         19         長野県(94.12.8)         海坂市(94.3.22)         茅野市(94.12.16)         伊那市(94.12.19)         大 両御代田町(94.9.12)         方 <m訪町(94.12.10)< td="">         大           7         新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)         戸         都市(94.12.20)         戸           8         宮城県         1         宮城県(94.3.28)          北御牧町(94.12.20)         戸           7         新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)         市         部         部         1         1         1         1         &lt;</m訪町(94.12.10)<>	5ヶ崎市(94.9.2) > 田原市(94.12.2 4 鶴町(94.12.2 5 町市(94.12.2 9 月町(94.12.1 5 倉町(94.12.2 4 沢町(94.12.2 3 田(95.2.2
川崎市(94.10.3) 藤沢市(94.12.20)         伊勢原市(94.12.5) 地北町(94.9.20)大井町(94.12.15)         相模原市(94.12.20) 藤野町(94.12.20)           3 千葉県         3 我孫子市(94.9.21)         流山市(94.12.16)         銚子市(94.12.22)           4 栃木県         3 足利市(94.12.20)         湾北市(94.12.16)         銀子市(94.12.21)           5 埼玉県         4         新座市(94.6.24)         湾巣市(94.12.16)         上尾市(94.12.21)           6 長野県         19         長野県(94.12.8)         須坂市(94.3.22)         茅野市(94.12.16)         伊那市(94.12.19)           7 新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.26)         北御牧村(94.9.12)         松太市(94.12.21)           8 宮城県         1         宮城県(94.3.28)         北南市(94.12.21)         土越市(94.12.26)         松之山町(94.12.20)           9北海道         5         朝路市(94.9.22)         加町(94.12.16)         小都町(94.12.19)         大丁諏訪町(94.12.19)	N田原市(94.12.2 4 鶴町(94.12.2 5 町市(94.12.2 7 町町(94.12.1 5 倉町(94.12.2 4 沢町(94.12.2 8 沢町(94.12.2 8 沢町(95.2.2)
藤沢市(94.12.20)         山北町(94.9.20)         大井町(94.11.28)         藤野町(94.12.20)         真           3 千葉県         3         我孫子市(94.9.21)         流山市(94.12.16)         銀子市(94.12.22)         藤野町(94.12.20)         真           4 栃木県         3         足利市(94.12.20)         宇都宮市(95.3.1)         栃木県(95.3.13)              5 埼玉県         4         新座市(94.6.24)         海巣市(94.12.16)         上尾市(94.12.21)         本庄市(94.9.22)           6         長野県(94.12.8)         海巣市(94.12.16)         上尾市(94.12.16)         伊那市(94.12.19)           19         長野県(94.12.8)         海坂市(94.3.22)         茅野市(94.12.16)         伊那市(94.12.19)           10         長町(94.12.21)         立科町(94.12.15)         市(94.12.16)         小海町(94.12.19)         古北町(94.12.20)           7         新潟県(10)         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.26)         北御牧村(94.9.14)             7         新潟県(10)         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)         新津市(94.12.25)              7         新潟県(10)         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.20)                8         宮城県         1         宮城県(94.3.28)	4 鶴町(94.12.2 5 町市(94.12.2 7 月町(94.12.1 5 倉町(94.12.2 3 沢町(94.12.2 3 沢町(94.12.2 3 田町(95.2.2
3 千葉県       3 我孫子市(94.9.21)       流山市(94.12.16)       銚子市(94.12.22)         4 栃木県       3 足利市(94.12.20)       宇都宮市(95.3.1)       栃木県(95.3.13)         5 埼玉県       4 新座市(94.6.24)       海巣市(94.12.16)       上尾市(94.12.21)       本庄市(94.9.22)         6 長野県       19       長野県(94.12.8)       須坂市(94.3.22)       茅野市(94.12.16)       伊那市(94.12.19)         7 新潟県       10       新潟県(94.10.14)       上越市(94.12.26)       北御牧村(94.9.14)       1.11)       望         9 北海道       5       幼路市(94.9.29)       旭川市(94.9.30)       留萌市(94.12.7)       伊那市(94.12.19)	、町市(94.12.2 2月町(94.12.1 5倉町(94.12.2 3沢町(94.12.2 3沢町(94.12.2 2、出町(95.2.2
5 埼玉県       4       新座市(94. 6.24)       鴻巣市(94.12.16)       上尾市(94.12.21)       本庄市(94.9.22)         6 長野県       19       長野県(94.12.8)       須坂市(94.3.22)       茅野市(94.12.16)       伊那市(94.12.19)       大 御代田町(94.9.12)         6 長野県       19       長野県(94.12.8)       須坂市(94.3.22)       茅野市(94.12.16)       伊那市(94.12.19)       大 御代田町(94.9.12.20)         7 新潟県       10       新潟県(94.10.14)       上越市(94.12.26)       北御牧村(94.9.14)       公川村(94.12.20)         7 新潟県       10       新潟県(94.10.14)       上越市(94.12.20)       新津市(94.12.20)       小         8 宮城県       1       宮城県(94.3.28)        新津市(94.12.21)       が高高原町(94.12.25)       吉川町(94.12.21)         9<北海道	2月町(94.12.1 「倉町(94.12.2 引沢町(94.12.2 、出町(95.2.2
6       長野県       19       長野県(94.12.8)       須坂市(94.3.22) 茅野市(94.12.16)       伊那市(94.12.19)         公本市(94.12.21)       ①       ①       ①       ①       ①       ①       ①         立科町(94.12.15)       ①       ①       第町(94.12.16)       小海町(94.12.19)       ○	2月町(94.12.1 「倉町(94.12.2 引沢町(94.12.2 、出町(95.2.2
松本市(94.12.21)         御代田町(94.9.12) 佐久町(94.9.26)         下諏訪町(94.10.11) 望 富士見町(94.12.20)           文科町(94.12.15)         東部町(94.12.16)         小海町(94.12.19)         富士見町(94.12.20)           7 新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.26)         北御牧村(94.9.14)         松山村(94.12.20)           7 新潟県         10         新潟県(94.10.14)         上越市(94.12.26)         北御牧村(94.9.14)         松山村(94.12.20)           8 宮城県         1         宮城県(94.3.28)         新津市(94.12.22)         妙高高原町(94.12.25)         吉川町(94.12.26)           9 北海道         5         釧路市(94.9.29)         旭川市(94.9.30)         留萌市(94.12.7)         伊達市(94.12.21)	2月町(94.12.1 「倉町(94.12.2 引沢町(94.12.2 、出町(95.2.2
立科町(94.12.15) 池田町(94.12.26)         東部町(94.12.16) 小海町(94.12.19)         富士見町(94.12.20)         戸 松川村(94.12.22)           7新潟県         10         新潟県(94.10.14) 吉川町(94.12.21)         上越市(94.12.26)         新発田市(95.1.5)         松之山町(94.12.19)         湯           8         宮城県         1         宮城県(94.3.28)	「倉町(94.12.2 引沢町(94.12.2 い出町(95.2.2
池田町(94.12.26)         穂高町(94.12.26)         北御牧村(94.9.14)         松川村(94.12.22)           7<新潟県	易沢町(94.12.2 ヽ出町(95.2.2
7       新 潟 県       10       新 潟 県(94.10.14)       上 越 市(94.12.16)       新発田市(95.1.5)       松之山町(94.12.19)       湯         8       宮 城 県       1       宮 城 県(94.3.28)       新 津 市(94.12.22)       妙高高原町(94.12.25)       吉 川 町(94.12.26)       小         9       北 海 道       5       釧 路 市(94.9.29)       旭 川 市(94.9.30)       留 萌 市(94.12.7)       伊 達 市(94.12.21)       当	ヽ出町(95.2.2
8       宮城県       1       宮城県(94.3.28)         9       北海道       5       釧路市(94.9.29)       旭川市(94.9.30)       留萌市(94.12.7)       伊達市(94.12.21)	
9北海道 5 釧路市(94.9.29) 旭川市(94.9.30) 留萌市(94.12.7) 伊達市(94.12.21) 当	. m.t. m
	1 別町(95.3.
10 青森県 4 青森県(94.12.16) 青森市(94.12.19) 黒石市(94.12.20) 野辺地町(94.12.19)	
11 岩手県 5 岩手県(94.7.6) 遠野市(94.9.9) 盛岡市(94.9.28) 一関市(94.12.20) 水	、沢市(94.12.2
12 福島県 1 福島県(94.12.16)	
13 愛知県 2 愛知県(94.12.20) 知立市(94.3.23)	
14 岐 阜 県 3 岐 阜 市 (93.12.24) 各務原市 (94.12.20) 恵 那 市 (94.12.22)	
15 三 重 県 6 伊 勢 市 (94. 3.18) 名 張 市 (94. 6.27) 津 市 (94. 8.12) 尾 鷲 市 (94. 9.26) 上 伊 賀 町 (94. 9.30)	:野市(94.12.2
16 富山県 6 富山市(94. 3.24) 高岡市(94. 6.24) 滑川市(94. 9.22) 福光町(94. 9.21) 婦 舟橋市(94. 9.21)	中町(94.12.1
17 大阪府 16 岸和田市(93.9.9) 茨木市(93.12.20)泉南市(93.12.22) 和泉市(94.3.28)門	真市(94.3.2
吹田市(94.3.29) 泉佐野市(94.4.22) 牧方市(94.6.24) 松原市(94.6.27) 高	5 槻 市(94. 6.2
│ 大東市(94. 9. 22) 箕面市(94. 10. 3)寝屋川市(94. 12. 20) 四条畷市(94. 12. 21)泉; │ 島本町(94. 9. 30)	大津市(94.12.2
18 兵庫県 4 豊岡市(93.12.24) 高砂市(94.3.29) 香住町(94.3.25) 播磨町(94.3.25)	
19 京都府 7 京都府(93.12.17) 京都市(93.12.17) 城陽市(94.3.30) 美山町(94.3.22) 京田辺町(94.10.4)	(北町(94.3.2
20 奈良県 6 奈良県(94.7.1) 天理市(94.9.21) 生駒市(94.9.22) 大和高田市(94.9.28) 桜 櫃原市(94.12.20)	:井市(94.12.1
21 滋賀県 19 八日市市(93.10.3) 近江八幡市(93.12.21) 守山市(93.12.22) 大津市(94.9.21) 蒲	
安土町(93.12.16) 竜王町(93.12.17) 永源寺町(94.3.21) 能登川町(94.3.24) 五   安曇川町(94.6.20) 日野町(94.6.27) 新旭町(94.9.22) 高島町(94.9.28) 愛	
安曇川町(94.6.20) 日野町(94.6.27)新旭町(94.9.22) 高島町(94.9.28)愛   愛知川町(94.10.7) 湖東町(94.12.21)秦荘町(94.12.22) 今津町(94.12.22)	. 宋可(94.10.
22 和歌山県 2 御坊市(93.12.21) 美山村(93.12.17)	
23 岡山県 3 高梁市(94.9.21) 倉敷市(94.12.16) 岡山市(94.12.22)	
24 鳥 取 県 2 鳥 取 県(94.10.6) 倉 吉 市(94.6.13)	
25 島根県 3 美都町(94.12.22) 柿木村(95.1.30) 島根県(95.2.24)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
26山口県 5山口県(94.3.24) 山口市(94.3.22) 下松市(94.6.22) 萩 市(94.9.30) 新	南陽市(95.3.1
27 福 岡 県 31 福 岡 県 (94.10.12) 大牟田市 (93.12.17) 福 岡 市 (94.3.29) 北九州市 (94.3.29) 前	
田川市(94.9.29) 直方市(94.12.18) 飯塚市(94.12.20) 大野城市(94.12.20) 太雪	
<ul> <li>大川市(94.12.20) 行橋市(94.12.21) 久留米市(94.12.21) 中間市(94.12.22) 香岡垣町(94.6.22) 遠賀町(94.6.30) 粕屋町(94.7.8) 須恵町(94.9.20) 芦</li> </ul>	
糸田町(94.9.28) 志摩町(94.9.29) 志兔町(94.9.30) 苅田町(94.10.13) 桂	川町(94.12.2
穂波町(94.12.22) 碓井町(94.12.22) 二丈町(94.12.22) 赤池町(94.12.22) 古	
	:任町(94.12.2
29 大 分 県 2 杵 築 市(94. 3.22) 豊後高田市(94.12.22)	
30 熊本県 2 本渡市(94.9.16) 荒尾市(94.12.7)	
31 沖 縄 県 2 糸 満 市(94.12.21) 与那国町(94.12.20)	
32地方 201 16県, 114市, 66町, 5村 (決議追加)山梨県 1 山梨県 (95. 3. 9)	

たる国会の場に反映させ,法律改正による定住 外国人の地方参政権確立を実現する。この実現 こそがわが国の真の民主主義を確認するための 必要不可欠の条件である。具体的には,本日こ の会議で討議された『外国人の地方参政権のた めの立法措置に関する基本的考え方』及び『地 方自治及び公職選挙法の一部を改正 する 法律 (案)要綱』をもとに,私たち「さきがけしま ね」の手により改正法案を起案し,新党さきが けを中心として党派を越えた有志国会議員を募 り,議論を深め,近く国会に改正法案が提出さ れ,成案とされることを目指す。

共生社会の実現は、いわゆる上からの掛け声 だけでは決して実現されない。

地域市民の手による,生活の場からの改革の 掛け声が本来の民主主義そのものである。

そのために,いまこそ,

- 私たちひとりひとりの〔心の改革〕から 始めよう!
- 以上決議する。

〔資料8〕

在日韓国人子孫に対する法的地 位保障促求決議文(韓国国会)

> 提案年月日:1990年3月14日 提案者:外務統一委員長 金顯烟

大韓民国国会は,

- 一一日本に住んでいる韓国人子孫の歴史的な特 殊性と定住性に留意し、
- 一在日韓国人子孫が日本で安定した生活を営みうるようにすることが両国間の友好増進に大きく裨益するものと確信し、
- 一国連憲章,世界人権宣言及び国際人権規約 が闡明した内外人平等の精神に特に注目し、
- 一一在日韓国人が、日本の繁栄と発展に寄与した貢献を高く評価するとき、
- 一在日韓国人の法的地位と処遇に対する協定 締結後25年が経過した今日でも、在日韓国 人の地位が充分に保障されていないことに ついて深い遺憾を表明する。

- ーーよって大韓民国国会は、在日韓国人子孫の 将来問題に対する速かな解決を希望しなが ら次のように決議する。
- 1. 日本政府は,在日韓国人子孫の歴史的な背 景と定住性に立脚し,これら韓国人子孫に安 定した法的地位を保障せよ。
- 2. 日本政府は,日本社会の発展に寄与した在 日韓国人の子孫について,日本人と対等な社 会的・経済的権利を保障せよ。
- 日本政府は,在日韓国人子孫に地方自治体 参政権と民族教育権を保障せよ。
- 4. 韓・日両国政府は、在日韓国人子孫の歴史 的な特殊性と定住性に立脚し、不幸な過去の 完全な清算と韓・日両国関係の新紀元をひら くために新協定を締結せよ。

提案理由

1965年韓・日両国が在日韓国人の法的地位と 処遇に関する協定を締結して25年が経過したに も拘わらず,在日同胞の法的地位向上に大きな 助けを与えられなかったのが事実である。その うえ,在日韓国人(協定)三世以後の法的地位 問題は1991年まで持ち越され,現在生まれてい る3名の(協定)3世を含む子孫が,日本政府 からの人権の保障を受ける法的根拠さえもない 実情にある。

在日韓国人は日本人と同じように納税などの 諸般の義務をはたしているが,先進文明国が一 般的に保障している人権さえも享受されず,法 制度上の差別はもちろん,就業・教育・参政権 などの諸分野で差別を受けている。

将来の韓・日間の正しい友好と協力の増進の ためには、何よりも在日韓国人問題を円満に解 決しなければならないと認識し、この決議文を 採択する。 (訳・徐 龍達)

〔資料9〕

大阪・川崎にみる定住外国人の 住民参加への胎動

(1) 大阪府在日外国人問題有識者会議設置要 綱(1992年10年1日)

-104-

(目的)

第1条 大阪府国際化推進基本指針を推進す るにあたり、本府が取り組むべき定住生活を営 んでいる外国人(以下「在日外国人」という。) に関わる諸課題及びその方策について幅広く意 見を求めるため、大阪府在日外国人問題有識者 会議(以下「有識者会議」という。)を 設置 す る。

(組織)

第2条 有識者会議は,別紙に掲げる委員 (省略)をもって組織する。

2 委員の任期は,2年とする。ただし,補 欠の委員の任期は,前任者の在任期間とする。

(座長及び座長代理)

**第3条** 有識者会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長代理は,座長を補佐し,座長に事故 があるときは,その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 有識者会議は,座長が招集し,座長 が議長となる。

2 座長は,必要に応じて関係者の出席を求 めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は,企画調整部国 際室人権平和室において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか,有識 者会議の運営に関し必要な事項は,座長が定め る。

(附 則)

この要綱は,1992年10月1日から施行する。 \*大阪府の第1回有識者会議は,1992年11月12日 (木),大阪教育会館たかつガーデンで開かれ, 「内なる国際化の推進」のテーマで意見交換を行 なった。以後,会議はすでに7回(94年12月現在 もかさねている。

(2)「仮称・川崎市外国人市民代表者会議」調査研究委員会設置運営要綱

(1994年10月31日)

(目的及び設置)

第1条 永年川崎に居住し,地域の構成員と して近隣の人々と共生し,地域の発展に貢献し ている定住外国人が,納税の義務を果たしなが らも,現法体制のもとでは地方参政権は付与さ れない。したがって,定住外国人が市民として の意見を市議会や行政施策に反映させるには, どのような方策が考えられるのか,先進事例を 調査し,そのあり方を研究するために,「仮称 ・川崎市外国人市民代表者会議」調査研究委員 会(以下(調査研究委員会」という)を設置す る。

(調査研究事項)

**第2条** 調査研究委員会は第一条の目的を達 成するため、おおむね次の事項について調査研 究を行う。

外国の先進事例の調査研究に関すること
 (ドイッ,フランス等の事例)。

② 定住外国人の範囲に関すること。

③ 代表者の選出方法に関すること。

④ 市議会との関係に関すること。

⑤ その他

(調査研究委員)

**第3条** 調査研究委員は,専門的な学識経験 者の中から,別表(省略)により川崎市が委嘱 する。

2 前項に掲げる委員のほか,関連行政より オブザーバー委員を置くことができる。

(調査研究委員会)

**第4条** 調査研究委員会は,委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は,会議を招集し,会議を主宰す る。

3 副委員長は,委員長事故あるときは委員 長の職務を代行する。

(設置期間)

第5条 調査研究委員会の設置期間は,1994 年10月31日から1995年度末までとする。

(関係者の出席)

**第6条** 調査研究委員会は,必要に応じて専門的事項に関して関係者の出席を求め,その説明又は意見を聴くことができる。

-105-

(会計)

第7条 調査研究委員会の経費は、市費をも って充てる。

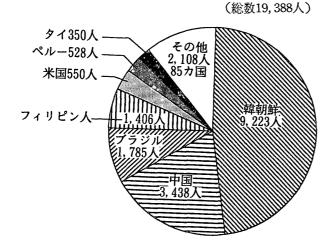
(事務局)

**第8条** 調査研究委員会の事務局は,川崎市 市民局国際室に置く。

(その他)

**第9条** その他調査研究委員会に必要な事項 は、委員長が別に定める。

川崎市外国人登録国籍別人員



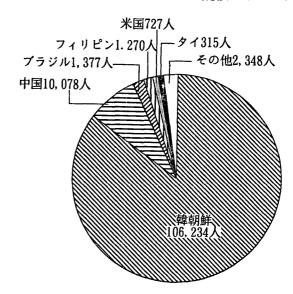
附 則

この要綱は、1994年10月31日から施行する。

\*川崎市の第1回調査研究委員会は,1994年10月 31日(月),川崎グランドホテルで開かれ,「調査 研究日程確認」(94年度・基礎研究,95年度・実 務研究)と「研究調査内容」が協議された。

#### 大阪市外国人登録国籍別人員

(総数122,349人)



#### 大都市の外国人登録者の総人口に占める割合

順位	都市名	外国人登録者 総 数 1992.12.31現在	総人口 1993. 1. 1現在	外国人登 録者の占 める割合
1	大阪市	123, 582人	2,600,660人	4. 75%
2	京都市	44, 423	1, 456, 177	3. 05
3	神戸市	43, 578	1, 501, 201	2. 90
4	東京都区部	223, 897	8, 111, 720	2. 76
5	名古屋市	42, 766	2, 162, 375	1. 97
6	川崎市	19, 198	1, 195, 972	1. 60
7	横浜市	45, 069	3, 276, 484	1. 37
8	広島市	14, 770	1, 098, 580	1. 34
9	北九州市	11, 441	1, 021, 556	1.11
10	千葉市	8, 670	843, 545	1. 02
11	福岡市	12, 097	1, 263, 380	0. 95
12	仙台市	5, 525	943, 467	0. 58
13	札幌市	5, 760	1, 718, 770	0. 33

## (3) 大阪市外国籍住民施策有識者会議の設置

について(1994年11月4日) 大阪市では、市内に居住する外国人と共に生

きていく地域社会づくりなどの諸問題を検討す るため、外国籍委員を含む学識経験者などによ る「大阪市外国籍住民施策有識者会議」を設置 し、その第一回会議を11月8日(火)午前10時 より、大阪市役所のP1会議室で開催する。

本市には、約12万3千人の外国人が居住して いるが、関西国際空港も開港し、今後、さらに 急速な国際化の進展に伴い、本市に居住する外 国人もますます増加することが予想される。こ うした中で、「大阪市総合計画21」に示した、 大阪のまちづくりの目標の一つである「世界に 開かれた交流のまち」の実現をめざすためには、 在日韓朝鮮人をはじめ、近年増加しつつある 「外国人労働者」など、本市に居住する外国人 と文化・風俗・習慣等、お互いの違いを理解し 尊重しあいながら共に生きていくという、「共 生社会」の実現に向けての条件整備を行うこと が重要な課題となっている。

このため、本市に居住する外国人は、地域社 会を構成する「外国籍住民」であるとの観点か ら、外国籍住民の生活各般にわたる現状や課題, 必要とされる行政対応などにつき、7名の外国 籍委員を含む14名の有識者から幅広く意見や助 言を得ようとするものである。

当面,有識者会議では,1995年10月末を目途 に,本市が外国籍住民施策を推進するにあたっ ての理念や施策のあり方等について意見をまと めていただき,大阪市では,この意見や提言を 踏まえて,1996年3月末を目途に,本市の外国 籍住民施策の基本的な指針を策定し,施策の総 合的・効果的な推進を図ることとしている。

第1回会議においては,座長の選出など,本 会議の運営方法を定めるほか,外国籍住民の生 活に関わる現状等についてのフリートーキング が行われる。 〔資料10〕

#### 最高裁判所による地方参政権判決要旨

(1995年2月28日,最高裁第3小法廷) 憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障 は,権利の性質上日本国民のみをその対象とし ていると解されるものを除き,我が国に在留す る外国人に対しても等しく及ぶものである。そ こで,憲法15条1項にいう公務員を選定罷免す る権利の保障が外国人に対しても及ぶものと解 すべきか否かについて考えると,主権が「日本 国民」に存するものとする憲法前文及び1条の 規定に照らせば,国民主権の原理における国民 とは,日本国民すなわち我が国の国籍を有する 者を意味することは明らかである。右規定によ る権利の保障は,我が国に在留する外国人には 及ばないものと解するのが相当である。

地方自治について定める憲法93条2項におい て、地方公共団体の長、その議会の議員及び法 律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体 の住民が直接これを選挙するものと規定してい るが、地方公共団体が我が国の統治機構の不可 欠の要素を成すものであることをも併せ考える と、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公 共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味 するものと解するのが相当であり、外国人に対 して、地方公共団体の長、その議会の議員等の 選挙の権利を保障したものということはできな い。

憲法の地方自治に関する規定は,民主主義社 会における地方自治の重要性に鑑み,住民の日 常生活に密接な関連を有する公共的事務は,そ の地方の住民の意思に基づき,その区域の地方 公共団体が処理するという政治形態を憲法上の 制度として保障しようとする趣旨に出たものと 解されるから,我が国に在留する外国人のうち でも,永住者等であってその居住する区域の地 方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至った と認められるものについて,その意思を日常生 活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的 事務の処理に反映させるべく,法律をもって, 地方公共団体の長,その議会の議員等に対する

-107 -

選挙権を付与する措置を講ずることは,憲法上 禁止されているものではないと解するのが相当 である。しかしながら,右のような措置を講ず るか否かは専ら国の立法政策にかかわる事柄で

あって,このような措置を講じないからといっ て違憲の問題を生ずるものではない。

~

 $(1995 \cdot 2 \cdot 23)$